

第 23 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和4年12月12日(月) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第36号 令和4年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について (資料1)
- (2) 議案第37号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について (資料2)

2 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕(資料3-1、3-2)

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和4年第四回練馬区議会定例会提出議案について (資料4)
 - ② 指定管理者の指定について (資料5)
 - ③ 低所得の子育て家庭への臨時給付金の支給について (資料6)
 - ④ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(素案)
について (資料7-1、7-2)
 - ⑤ 谷原五丁目保育所用地に認可保育所を整備・運営する事業者との基本協定および
公有財産無償貸付契約の締結について (資料8)
 - ⑥ その他

資料 1	
------	--

議案第 36 号

令和 4 年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 12 日

提出者 教育長 堀 和 夫

令和 4 年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和4年12月12日
教育振興部教育総務課

令和4年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の実施に当たり、「練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施方針」に基づき、下記の候補者3名を「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」という。）」として決定する。

記

1 「点検・評価に関する有識者」候補者氏名等（五十音順・敬称略）

氏名	現職
漆澤 その子	武蔵大学人文学部 教授
藤岡 孝志	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
谷津 諭	練馬区小学校PTA連合協議会 顧問

2 委嘱期間

委嘱の日から令和5年3月末日まで

3 委嘱内容

練馬区教育委員会の点検・評価における評価方法や評価案等に関して意見および助言を求める。

議案第37号

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和4年12月12日

提出者 教育長 堀 和 夫

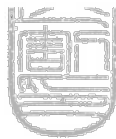
練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

このことについて、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）第3条の規定に基づき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

練馬区子ども・子育て会議委員の選定について、当委員会として同意します。

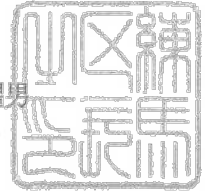


参考資料

4 練教こ子第 10061 号
令和 4 年 11 月 28 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区長 前川 耀男



練馬区子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見聴取について

練馬区子ども・子育て会議委員の委嘱に当たり、練馬区子ども・子育て会議条例（平成 25 年 6 月練馬区条例第 52 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、下記について貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 子ども・子育て会議委員の変更

練馬区民生児童委員協議会に推薦を依頼している会議委員 1 名について、同協議会の役員改選に伴い、以下の者に委嘱する。

氏名	摘要
尾形 恵美子	練馬区民生児童委員協議会

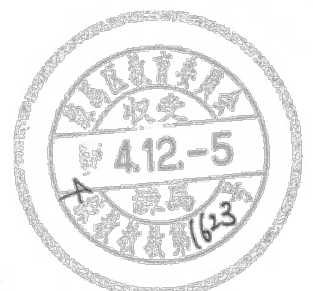
2 任期

令和 5 年 6 月 30 日まで

※条例第 4 条の規定により、任期は前任者の残任期間とする。

3 変更後の委員名簿（案）

別紙のとおり



令和3・4年度 練馬区子ども・子育て会議 委員名簿 (案)

(構成区分別・50音順、敬称略)

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

	氏 名	備 考
1	熊谷 香苗	公募委員
2	斎藤 健二	公募委員
3	仙波 愛優佳	公募委員
4	檜垣 真衣	公募委員
5	吉田 威朗	公募委員

(2) 事業主を代表する者

1	小池 道子	東京商工会議所練馬支部 (株)イナ・エステート
2	鈴木 健之	練馬産業連合会 (株)吉原組

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

1	梅澤 めぐみ	民設学童保育運営者 りっこう学童クラブ
2	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会 向南幼稚園
3	土田 秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会 錦華学院
4	戸田 了達	練馬区私立保育園協会 妙福寺保育園
5	森山 瑞江	練馬区障害者団体連合会 練馬手をつなぐ親の会

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

1	小櫃 智子	東京家政大学 教授
2	藤岡 孝志	日本社会事業大学 教授

(5) その他区長が必要と認める者

1	尾形 恵美子	練馬区民生児童委員協議会
---	--------	--------------

令和4年12月12日
教育振興部教育総務課

令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の 重点施策の評価（案）について

○教育分野

3: 施策が、とても良好に進んでいる。
2: 施策が、良好に進んでいる。
1: 施策が、良好に進んでいない。

1 教育の質の向上

重点施策		1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
点検・評価欄	各委員の 評価	総合評価 (案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育に必要な環境整備について、乳幼児が積極的に外遊びができる体験の機会を設けるよう検討してほしい。 ○ 区立園・私立園における障害のある子どもの受け入れと、外国籍児童・保護者向けガイドブックの発行を引き続き推進してほしい。 ○ 小中一貫教育の推進については、目標達成までの過程を明確にしなが、具体的な連携活動が行えるように進めてほしい。特に、連携教室の設置や時間割の中で連携活動ができるような、小中共同時間割などの工夫を検討してほしい。 ○ イングリッシュキャンプの視察ができて良かった。この体験が子どもたちの英語の「話す」分野での成果に結びつくことを期待する。 ○ 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。日常の運動能力向上への対策を検討してほしい。また、体育という教科に対して苦手意識をもたないように、ゲーム感覚で楽しく体を動かせるような工夫を検討してほしい。 ○ ICTを活用した教育の推進について、様々な取組がなされたと思う。一方で、生じた課題に対しては、学校や子どもたちの様子を見ながら、きめ細やかに対応してほしい。 ○ デジタル教材の利用により、活字に触れる機会の減少が懸念される。学校図書館蔵書管理システムを用いた、図書利用件数の推移に係る調査の実施を検討してほしい。
	2		
	2		
	2		

重点施策 1-② 教員の資質・能力の向上			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育をはじめ、様々な研修を実施したことは評価できる。一方で、各種の研修が教員の過剰な負担になっていないか教員の意見を聞いてほしい。新たな取組も検討し、教員研修の充実に努めてほしい。 ○ ICT支援員が1年で2倍に増員、スクール・サポート・スタッフが全区立小中学校に配置されたことを評価する。実践事例集を大いに活用し研修等を行い、教員の質の向上を図る取組を引き続き行ってほしい。 ○ 副校長補佐の配置、教職員タブレットの活用による、働き方改革が有効に進んでいるか、状況の確認に努めてほしい。中学校の部活動顧問の負担軽減に取り組むとともに、子どもたちに向き合い、学ぶ楽しさ、喜びを伝える教員の意欲の向上、さらにメンタル面の安定にも注目してほしい。 ○ 理科の観察や実験準備への支援について、特に小学校の理科における観察や実験準備を専門に行う支援員を、必要とする学校に配置して、教員の働き方改革と理科教育の充実に努めてほしい。 ○ ICTや働き方改革は、新しい課題なので、手探りで対応することが多いと思う。引き続き、学校や保護者の意見を踏まえながら、支援を実施してほしい。
	2		
	2		
	2		

重点施策 1-③ 学校の教育環境の整備			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の耐震化を、引き続き迅速に進めてほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認に取り組んでほしい。 ○ 様々な取り組むべき課題を抱えた中で、予算を尽くしできるだけ公平な教育環境を整える努力は続けられている。体育館の空調装置の設置についても、速やかに実施してほしい。校内のオンライン化の推進についても、引き続き取り組んでほしい。 ○ 施設一体型小中一貫教育校の開校により、幼児、児童、生徒、高齢者、障害者のすべての方が交流できる場となるよう期待する。 ○ 他部署と連携し、35人学級編制の検討を行っていることを評価する。
	2		
	2		
	2		

2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策 2-① 家庭教育への支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者対象の子育てに関する講演会は、有用であると考えられるので、引き続き推進してほしい。同じテーマでも講師が変われば視点の異なる新しい情報に触れられるので、好評なテーマは、続けて実施してほしい。 ○ 学校と家庭とのオンライン化が効率的に実行されている。今後はオンライン保護者会、YouTubeでつなぐ授業参観で保護者に発信することも考えられる。 ○ 学校と関係機関との連携の橋渡し役を、スクールソーシャルワーカーは十分に担っていると思う。多種多様な課題を抱えながら活動していると思うので、一人で抱え込まずに連携して対応できるよう、今後も継続して取り組んでほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒の小さな悩みを聞き逃さない相談体制と関係性を築き、関係機関との更なる円滑な連携を期待する。
	2		
	2		
	2		

重点施策 2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校安全対策について、学校防災の観点から、地域との連携は欠かせないと思う。新しい教職員が赴任した4月には、練馬区の方針を的確に伝えてほしい。 ○ 通学路等安全点検は、学校、保護者、地域、警察署、区と合同で危険箇所を歩いて確認するという非常に重要な取組だと思う。建築現場の近くなど、状況が変わりやすい場所については、適宜、安全を確認してほしい。 ○ 「地域未来塾」の実施は評価できる。推進してほしい。 ○ 地域社会で体験学習ができる環境の整備を進めてほしい。また、コミュニティ・スクールの導入を進めてほしい。 ○ コミュニティ・スクール構想は練馬区では始まったばかりだが、学校と地域との連携により、その一歩が進められると思う。
	2		
	2		
	2		

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策 3-① いじめ・不登校などへの対応			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	✖	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校児童・生徒に対するICT機器の活用を推進してほしい。一方で、好事例を参考に、登校しやすい環境づくりにも、引き続き取り組んでほしい。 ○ 子どもたちの自尊感情、他者への思いやり、人権感覚が成長していくような社会的学習を引き続き実施してほしい。不登校問題については、一律的な対策ではなく個別に向き合う、あるいはグループ的な学習による居場所づくりを目指してほしい。家族と向き合い、支援する方向も考えてほしい。 ○ スクールロイヤール制度の導入により、教員が専門的な分野を任せたり、聞いたりすることで負担も減り、問題解決の糸口ができた。スクールロイヤールだよりでの事例集も教員にとって心強いものになると思う。 ○ 民間のフリースクールの導入や連携も含め、不登校の子どもが、学校復帰を目指さなくても、どこかで学習できる多様な学習機会の創設を検討してほしい。 ○ 不登校の実態把握の調査とその活用に期待する。
	2		
	2		
	3		

重点施策 3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	✖	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「中3勉強会」の修了者が毎年全員進路決定をしている実績は、評価できる。中1、中2生への拡大を検討するとともに、子どもたちの教育が平等に支援できる体制づくりを引き続き行ってほしい。 ○ ヤングケアラーの調査結果に基づき、適切な支援を進めてほしい。 ○ 外国籍、母国語が異なる子どもたちの増加について、専任の人材を配置し、福祉、教育、保健など多岐に渡る分野の横断的な検討のもと、対策に取り組んでほしい。 ○ 外国人も含め、様々な家庭環境で育つ子どもたちに、多種多様な支援を行い、成果を上げていることは評価できる。支援活動の中で、スクールソーシャルワーカーの存在も大きいと感じる。様々な役割の大人が一人一人の子どもと関わっていく体制を、今後も継続して行ってほしい。
	2		
	2		
	3		

重点施策 3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある子どもが将来、少しでも自立して生活できるような環境の整備に尽力してほしい。具体的には、中3で行われる進路指導で、教員が保護者や生徒に、就職に関する情報を積極的に提示して、障害のある子どもでも、自分が何をできるのかを検討する機会を与えてほしい。 ○ 副籍制度で、通学区域学校へ登校が実現できた子どもたちの体験、事例を可能な限り報告して、ほかの子どもたち、保護者たちに知らせてほしい。 ○ ICT機器を活用した副籍交流の更なる拡充を期待する。 ○ 医療的ケア児への支援は高く評価できる。医療的ケア児が限られた施設でなく近隣の地域の施設に通えるように、引き続き保護者のニーズを踏まえた拡充を期待する。
	2		
	2		
	3		

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策 1-① 相談支援体制の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てのひろばは、育児への不安や悩みを気軽に話すことができる場所だと思う。悩みが深くなり、他人に話すことができなくなる前に相談員がいることで、すぐに解決したり安心できると考えられる。 ○ 子育て家庭との相談支援は、学校教育支援センター、子育てのひろばなどの施設で「待つ」体制だけでなく、支援を必要としている家庭に手を差し伸べていく姿勢を大切にしてほしい。 ○ オンラインひろばも定着していて、実施回数を増やしたことによって着実に参加者が増えていることを評価する。 ○ 対面やオンラインなど、相談方法の多様化も大切な視点だと思うので、引き続き相談を求める保護者への支援を実施してほしい。
	2		
	2		
	2		

重点施策 1-② 新しい児童相談体制の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都と共同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の連携が強まり、成果をあげていることを評価する。東京都練馬児童相談所(仮称)を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置することで、児童虐待への対応の充実・強化につながることを大いに期待する。今後は、相談にこない保護者の発見などにも力を入れ、子どもたちが安心して生活できる仕組みづくりを検討してほしい。 ○ 児童相談の事例においては、当事者の子どもとその保護者へのアプローチを常に視野に入れて、親たちの生育環境、子どもへの向き合い方などその背景への配慮が大切である。都区職員の直接的な相互連携を期待する。また、引き続き、区の専門職員の充実を進めるとともに、継続的なかわりを必要とする事例への支援体制の充実も望む。
	2		
	3		
	2		

重点施策 1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親子が自由に遊べる「のびのびひろば」に加えて、親と離れて過ごせる通所施設の開所を検討してほしい。親がレスパイトできる時間の確保により、虐待の防止につながると考えられる。 ○ ヤングケアラーの実態調査から、支援のニーズがみえてきたのは評価できる。当事者が困難なことと受け止めずに家族間で努力していることもみえてきたが、本来は学業の遅れを取り戻し、進路への支援を受けるべきであり、専任の支援者を配置して丁寧に対応していく必要がある。 ○ 障害児保育のサービス向上のために、私立保育所への巡回指導を開始したことは評価できる。障害も多種多様になってきている。区内すべての保育職員向けの研修を進めるなど、引き続き障害について学ぶ機会を作るよう努めてほしい。 ○ ひとり親家庭が求める支援は多様であると思われるが、引き続き児童扶養手当の支給等経済的な支援を行うとともに、情報の支援、子育て上の支援などは、福祉部などと引き続き連携し、対応してほしい。
	2		
	2		
	2		

2 子どもの教育・保育の充実

重点施策 2-① 家庭での子育て支援サービスの充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬こどもカフェの取組は、若い保護者の子育て支援にとっても役立っていると思う。ぜひ、検証し効果が認められれば、いろいろな個所に設置してほしい。 ○ 未就園児を育てている家庭に向けて、区内各地の子育てのひろば、おひさまびよびよ、練馬こどもカフェ、さらにオンラインによる個別相談など、様々な事業が充実している。 ○ 練馬こどもカフェの開催数が増えたことにより、参加者数もコロナ前に戻りつつある。講師を依頼すると回数に制限がかかる。子育て講座がなくても、保護者同士の交流を図る場として、月1回のペースでなく、週1回の開催となるよう進めてほしい。 ○ 外遊び体験では、子どもたちが外遊びをしたいときにいつでもできる環境作りに取り組むとともに、子どもだけでも参加できる場の提供を引き続き検討してほしい。
	2		
	2		
	2		

重点施策 2-② 練馬こども園の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	✖	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定園と定員の拡充が進んでいることは評価できる。それに伴い保育士が増加する中で、保護者や子どもたちに寄り添えるよう、保育の質の向上にさらに力を注ぐとともに、安全対策の強化にも努めてほしい。 ○ 働く親たちのニーズにあわせて、長時間の預かり保育が可能となる練馬こども園をさらに充実させることが望まれる。 ○ ジェンダーフリーの社会が求められている中で、練馬こども園の充実は今後ますます必要になると思う。練馬区の保護者や子どもたちのためにもぜひ事業の充実を目指してほしい。
	2		
	2		
	3		

重点施策 2-③ 保育サービスの充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	✕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童数ゼロが続いていることは大変評価できる。一方で、入園希望者が減少に転じた時の対応も検討しておいてほしい。 ○ 今後は保育環境、多様な子どもたちの受け入れ、充実が期待される。空き教室があれば、地域のために活用してほしい。 ○ 「保育指数シミュレーション」機能の追加は、子育て世代の保護者にとって、手続きの不便さを解消したよい取り組みである。 ○ ICTの導入により保育士の事務作業が減ったことで、子どもと向き合える時間のさらなる確保が可能となり、保育の質の向上が期待される。 ○ 保活の入り口から入園後までの全ての手続きを、区役所に行かずに行える仕組みづくりを進めるなど、意欲的な取り組みを評価する。一方で、実際に保育園に見学に行ったり説明を直接聞きたい保護者もいるので、引き続き対面での相談もできるよう配慮してほしい。
	2		
	3		
	2		

3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策 3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの多様な居場所づくりの必要性が高まっている現在、この事業はとても大切なものだと思う。様々な大人の目を見た子どもに関する情報をどのように共有し、子どもの育成に活用できるかについても大切な視点となるので、意見交換会を今後も実施してほしい。 ○ ねりっこクラブが着実に拡大できていることは評価できる。引き続き推進してほしい。 ○ 「ねりっこクラブ」や「ねりっこプラス」という取り組みで、学童クラブにおける待機児童ゼロに向けての努力が伺える。小学校との連絡会議、情報交換会、運営協議会を定期的を開催し、児童一人ひとりの情報共有を行っていることを評価する。
	2		
	2		
	2		

重点施策 3-② 児童館機能の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館が、中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。 ○ 子育てのひろば「にこにこ」はとても良い趣旨で行われていると思う。仕事等で参加できない保護者への対応をどうするか、例えば相談だけでもオンラインで行うなど、可能であれば実施していただきたい。 ○ 児童館は、子育て中の家族から中高生までの、年齢を超えた交流が期待できる。今後は対人関係を学ぶ、世代間の自由な交流の場として多くの可能性を期待したい。また、職員の専門性スキルアップの機会も増やしてほしい。 ○ ネット環境が充実している中で、対面で他者と交流する必要性を感じる。未就学の親子ひろばや、小中学生のイベント、中高生居場所づくり事業を周知して、地域の児童館に利用者が拡充していくことを期待する。 ○ 職員の資質向上、相談員の拡充、効果的なPRを通して、引き続き機能強化を図ってほしい。 ○ 中高生の居場所づくりについては、様々な課題があると思うが、中高生の意見を取り入れながら改善していくことも検討してほしい。
	2		
	2		
	2		

重点施策 3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域という概念が薄れていく時代の流れの中で、少しでも子どもたちが「地域」を大切にしようとする取り組みは評価できる。特に、限られた地域の方々の献身的な取り組みや、活動に参加しているリーダーの子どもたちへの褒賞も積極的に行うなど、地域の活動を盛り上げる必要性を感じる。 ○ 17地域の青少年育成地区委員会に所属する委員は、コロナ禍においても、可能な限り活動計画を実行している。 ○ 就労に向けた講座、体験、セミナー等の実施により、進路決定者がいることが喜ばしい。若者が社会から孤立することないよう、家族だけの負担にならないような支援体制を引き続き築いてほしい。 ○ 若年無業者やひきこもり状態の若者に対する自立支援が成果につながっていることは評価できる。職員のスキルアップを図りつつ、引き続き推進してほしい。
	2		
	2		
	2		

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

重点施策			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	✖	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策については、様々な取り組みが行われていることを評価する。学校では感染拡大に伴い、多くの行事が中止となってきたが、今年度は感染者数が減少し、行事も行いやすくなってきた。このような中で、2学期に修学旅行や運動会、合唱コンクールが一斉に行われるなど、教育課程も過密状態になってきた。今後は、バランスの良い学校運営を期待したい。 ○ コロナ禍での様々な対策は3年間も続き、ベストな方策がないなかで、生徒は自らの判断でどのように行動していくかを考えてきた。そうした精神を育てるために、全教職員が努力したことは評価する。運動会も、3部に分けてプログラムを工夫し開催したアイデアは素晴らしかった。ウィズコロナへと変換しつつある感染予防への取組も、知恵と工夫を互いに交換し合い、各行事等が進められることを期待したい。 ○ 収束の兆しがみられない中においても、少しずつ学校行事ができるよう、感染対策のための必要備品の配布を評価する。温度計付きアルコールディスペンサーの全小中学校、区立図書館への設置等、限りある予算の中での取組は、最善を尽くしていると思う。 ○ 未曾有の事態への対応であったことを考慮すると、全体的に評価に値すると思われる。 ○ オンライン授業は、これから、コロナ対策以外にも活用ができるので、受講者の感想や意見を集約し、教員の負担が少なく、かつ効果的な方法を構築してほしい。
	3		
	2		
	2		

令和4年度

教育に関する事務の管理および執行の状況の

点検および評価表（項目別）

（案）

目 次

V 事業成果

○ 教育分野

1 教育の質の向上

- 1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実 1
- 1-② 教員の資質・能力の向上 7
- 1-③ 学校の教育環境の整備 10

2 家庭や地域と連携した教育の推進

- 2-① 家庭教育への支援 13
- 2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働 15

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

- 3-① いじめ・不登校などへの対応 18
- 3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援 23
- 3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援 26

○ 子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

- 1-① 相談支援体制の充実 29
- 1-② 新しい児童相談体制の充実 31
- 1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実 34

2 子どもの教育・保育の充実

- 2-① 家庭での子育て支援サービスの充実 37
- 2-② 練馬こども園の充実 39
- 2-③ 保育サービスの充実 41

3 子どもの居場所と成長環境の充実

- 3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり 44
- 3-② 児童館機能の充実 46
- 3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援 48

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 51

V 事業成果

○教育分野

1 教育の質の向上

重点 施策	1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実
	概要 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 ○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

主な 取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
	事業 成果	<p>国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。</p> <p>区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。</p> <p><実績></p> <p>【令和元年度】 区立幼稚園63人 私立幼稚園94人</p> <p>【令和2年度】 区立幼稚園54人 私立幼稚園89人</p> <p>【令和3年度】 区立幼稚園66人 私立幼稚園101人</p>
	今後の 取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き続き検討する。
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
	事業 成果	<p>【令和元年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回）</p> <p>懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年3回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p> <p>【令和2年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象2回）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p> <p>【令和3年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回）</p> <p>懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 11,000部</p> <p>「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」発行 3,100部</p>

今後の取組	「ねりま接続期プログラム」の改定に向けて検討を行い、幼保小連携の充実のための取組を引き続き実施していく。
所管課	教育施策課
項目3 小中一貫教育の推進	
目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
事業成果	<p>全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた取組を実施した。校区别協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。</p> <p>【令和元年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和2年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和3年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p>
今後の取組	<p>全小中一貫教育グループにおいて、これまでの取組を系統的に整理し、9年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」作成のための検証を開始する。</p> <p>令和5年2月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。</p>
所管課	教育指導課
項目4 人権教育・道徳教育の推進	
目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
事業成果	<p>(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間5回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員に人権教育の理解啓発に努めた。</p> <p>(2) 道徳教育の推進 平成30年度までは、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 令和3年度は、公開を原則として道徳授業地区公開講座を実施した。また、「特別の教科 道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、教員向けの研修会を年間2回行った。さらに、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。</p>

主な取組

今後の取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携して検討し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう取り計らう。 また、「特別の教科 道徳」の効果的な実施に向けて、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座の実施については、実施状況を調査し、道徳教育について保護者・地域との連携および啓発を全小中学校が確実にを行うよう努める。
所管課	教育指導課
項目5 英語教育の充実	
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 ②小学校における全時間ALTの配置 ③ALT連絡協議会の実施 ④ALT派遣会社担当者との情報共有 (2) 英検検定料補助制度 【令和元年度】実施校33校 志願者数2,621人 【令和2年度】実施校33校 志願者数2,956人 【令和3年度】実施校33校 志願者数2,753人 (3) 英語4技能検定実施 中学2年生対象、全校実施
今後の取組	英語4技能検定の結果を分析し、各校に向けて本区の英語力の現状や、国および都が目指す方向性、具体的な授業における改善策を研修等を通して伝え、授業の質の向上を図る。また、イングリッシュキャンプの成果と課題を整理し、次年度に生かす。
所管課	教育指導課
項目6 子どもたちの体力向上の促進	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた授業公開、全校での体力向上推進計画の作成等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。 ①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校 【対象】小中学校教員 ③児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布 (2) 体力向上推進計画の作成 新体力テストの到達目標を設定および体力向上に関する具体的取組について作成し、各校に周知を行った。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・運動する場所の整備 ・保護者等への啓発活動

主な取組	今後の取組	指導力向上のための教員研修、児童・生徒および保護者への啓発活動等により、子どもたちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
	所管課	教育指導課
	項目7 子どもたちの食育の推進	
	目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」(以下「食育推進計画」という。)の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
	事業成果	校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【令和元年度】全校 【令和2年度】全校 【令和3年度】全校 地場産物(キャベツ、練馬大根等)を使用した食材を区が提供し、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数 【令和元年度】小学校62.7日、中学校58.6日 【令和2年度】小学校52.4日、中学校44.4日 【令和3年度】小学校49.2日、中学校48.7日
	今後の取組	各校において食育推進チームを中心とし、第4次食育推進計画(令和4年度～8年度)や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
	所管課	保健給食課
	項目8 ICTを活用した教育活動の推進	
	目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
	事業成果	子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了し、学習等での活用を推進している。 【令和元年度】 小中学校の全ての普通教室等に教育ICT機器を配備した。 【令和2年度】 小中学校の全ての児童・生徒に、一人一台タブレット端末を配付した。 【令和3年度】 新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒を対象に、オンラインによる授業を実施した。 教育ICT実践校による公開授業を行った。
今後の取組	個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、ICT機器を活用した効果的な授業を進められるよう環境整備と授業内容の充実に努める。	
所管課	教育施策課、教育指導課	

項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実													
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。												
主な取組	<p>各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。</p> <p>全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施）</p> <p>【平成30年度】 95校（小64校、中31校）</p> <p>【令和2年度】 89校（小63校、中26校）</p> <p>平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館職員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配など学校図書館の運営を支援している。</p> <p>学校図書館への人的配置校数</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>【令和元年度】</td> <td>【令和2年度】</td> <td>【令和3年度】</td> </tr> <tr> <td>学校図書館職員</td> <td>小34校、中19校</td> <td>小34校、中19校</td> <td>小39校、中21校</td> </tr> <tr> <td>学校図書館支援員</td> <td>小31校、中14校</td> <td>小31校、中14校</td> <td>小26校、中12校</td> </tr> </table> <p>学校図書館蔵書管理システム（令和2年度末に全校配備完了）により、すべての蔵書をシステム上で管理している。</p>		【令和元年度】	【令和2年度】	【令和3年度】	学校図書館職員	小34校、中19校	小34校、中19校	小39校、中21校	学校図書館支援員	小31校、中14校	小31校、中14校	小26校、中12校
		【令和元年度】	【令和2年度】	【令和3年度】									
学校図書館職員	小34校、中19校	小34校、中19校	小39校、中21校										
学校図書館支援員	小31校、中14校	小31校、中14校	小26校、中12校										
今後の取組	<p>全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画の作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。</p> <p>指定管理による学校図書館支援員を順次業務委託による学校図書館職員に切り替え、令和4年度から一本化した。学習指導要領に基づく、各教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館職員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。</p>												
所管課	教育指導課、光が丘図書館												

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保小連携および小中一貫教育について、協議会、フォーラム、リーフレット配布等の取組を継続してほしい。 ○ 目指す15歳の姿の設定や中学校区別研究会を実施し、小中一貫教育の充実が図られている。 ○ すべての中学校の校舎に、小学生が使うための連携教室を整備できるよう検討してほしい。 ○ 「特別の教科 道徳」の取組に関する教員向けの研修会は、今後も対象者を増やして継続してほしい。 ○ ALT配置および英検検定料補助制度等、具体的な取組を実施し、英語教育の充実を図っている点は評価できる。英語以外の教科でも具体的な取組を実施して、学びの充実を図ってほしい。 ○ 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。体力向上のための取組を実践してほしい。 ○ 地場産物を使用した学校給食の提供は評価できる。今後は生産者による説明の機会を増やしてほしい。また、伝統的日本食の継承につながる企画や食品ロスに関する取組の実施を検討してほしい。 ○ すべての児童・生徒にタブレット端末を配備した点は評価できる。引き続き、タブレット端末の効果的な活用を推進してほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保小連携および小中一貫教育の推進に向けた取組を継続するとともに、各施設における子どもたちの連携のあり方についても、引き続き検討していく。 ○ 令和3年度の第2回研修会は、感染状況を踏まえオンライン研修会としたことで、参加者の拡充につながった。今後も、集合型とオンライン開催の研修会を併用し、多くの教員の研修会参加に努める。 ○ 英語教育以外の教科についても学力向上を目指し、国や都の学力調査の結果を基に、教育指導課訪問等の機会を通じて、各校に現状分析や今後の課題について指導・助言を行っていく。 ○ 教員向け研修における運動事例の周知、保護者等への啓発活動等、子どもたちの体力向上に係る取組を引き続き実践していく。 ○ 令和4年度に配付した教育ICT実践事例集を活用し、タブレット端末を効果的に活用した授業を実施できるよう教員のICT活用能力の向上に努める。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。 ○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。 ○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。 ○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

主な 取組	項目1 教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業 成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会</p> <p>②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修</p> <p>③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ・不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修</p> <p>④教育課題研修 人権教育研修、外国語・外国語活動研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携地区別研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業</p>
	今後の 取組	引き続き教育アドバイザーの増員等により、若手教員の指導機会を拡充する。また、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修や動画視聴型研修（オンデマンド）など新たな研修スタイルを取り入れ、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。	

事業 成果	<p>区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努めた。</p> <p>【令和元年度】 ICT機器を活用した教育活動の推進に向けた研修会の実施（2回）</p> <p>【令和2年度】 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施（2回）</p> <p>【令和3年度】 ICT活用推進リーダー育成研修の開催（5回） ICT支援員の増員配置（令和2年度：14人 → 令和3年度：28人） 教育ICT実践事例集の作成（令和4年3月完成）</p>
今後の 取組	<p>還元研修を目的としたICT活用推進リーダー育成研修会を通して、ICT活用推進リーダーを育成し、校内研修の充実を図る。</p> <p>教育ICT実践事例集の活用やICT支援員との連携を通して、教員のICT機器の活用能力の向上を図る。</p> <p>教員用タブレットを配備する。</p>
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）	
目標	<p>小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。</p>
主な 取組	<p>(1) 人的配置 学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。 教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間の確保や、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。</p> <p>【令和元年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校4校、中学校6校</p> <p>【令和2年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校18校、中学校6校 スクール・サポート・スタッフ：小学校28校、中学校14校 部活動指導員：中学校3校</p> <p>【令和3年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校19校、中学校11校 スクール・サポート・スタッフ：小学校65校、中学校33校 部活動指導員：中学校3校</p> <p>(2) 教職員出退勤管理システム 【令和元年度】 ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始</p> <p>【令和2年度】 ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施 ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築</p> <p>【令和3年度】 ・教職員出退勤管理システム本稼働、令和3年9月から運用開始</p>

今後の取組	<p>会計年度任用職員（副校長補佐、部活動指導員等）の配置を拡大するとともに、各校の好取組事例を周知することで、教員の業務をサポートする人材の活用を推進する。</p> <p>校長会、各種研修会等において、働き方に関する啓発活動に取り組むことで、教員の意識改革を促す。また、教職員出退勤管理システムで客観的に把握した学校別の時間外在校時間を分析し、対策を検討する。</p> <p>副校長会等の各種会議や研修のオンライン化を推進し、教員用タブレットを活用した校内での情報共有の検討を進めるなど、校務および業務の改善に取り組む。</p>
所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課題研修が幅広い分野に対して実施されたことは評価できる。引続き、教員の資質や指導力の向上に努めてほしい。また、環境教育に関する研修の実施を検討してほしい。 ○ コロナ禍でも教育課題研究指定校がオンラインなど工夫して、優れた教育の実践を推進していることは評価できる。 ○ 実地指導の充実のために、教育アドバイザーによる訪問回数を増やすよう検討してほしい。 ○ 細やかな準備期間もなく、タブレット端末を使ったりリモート学習が進められたことは、全教員の大変な努力、研鑽があったと思うので、その能力を評価したい。今後は、対面授業との組み合わせ、効率的な対応等について検討してほしい。 ○ ICT機器活用能力向上に関する取組は評価できる。引続き、実践事例集の作成・共有を推進してほしい。 ○ 教員の事務をサポートする職員の配置等の取組は評価できる。今後は、職員を増員する上で質の向上も推進してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育に関する研修を、令和4年度のねりまスキルアップ講座（自然を生かした理科指導のポイント）で実施し、子どもたちの環境への関わり方等の指導方法について理解を深めた。引き続き、教員の資質・指導力向上に資する研修を実施していく。 ○ 令和4年度は、教育アドバイザーによる訪問回数を1年次（期限付）3回、2年次2回、3年次1回と、昨年度からそれぞれ1回ずつ増やし、若手教員の学習指導等の向上を図った。 ○ ICT活用推進リーダー（練馬区立学校の各校から1名選出）を中心に各校での効果的な事例を共有し、よりよい方法を検討していく。ICT活用推進リーダーが集まる研修会で実践事例集の内容を取り上げ、全校に対してICT機器の効果的な活用を広めていく。 ○ 会計年度任用職員の配置拡大だけでなく、それぞれの職の勤務形態の見直し（短時間勤務の導入など）を行い、多様な人材を確保することで、全体としての質の向上を図る。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 ○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。 ○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。 ○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

主 な 取 組	項目1 学校施設の整備（改修・改築）	
	目標	校舎等の改修・改築により児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を整備する。
	事業 成果	<p>耐震補強工事では十分な耐震性を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進め、「練馬区区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて校舎等の改築を進めた。</p> <p>令和3年度は、下石神井小学校、石神井小学校および大泉西中学校の改築工事が完了し、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事を進めるとともに、旭丘小・中学校（小中一貫教育校）の実施設計に着手した。</p> <p>【令和元年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、関町北小学校）</p> <p>【令和2年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p> <p>【令和3年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p>
	今後の 取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改修・改築を進めるとともに、学校施設の長寿命化等に取り組む。
	所管課	学校施設課
	項目2 区立学校の適正規模・適正配置	
	目標	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p>

主な取組	事業成果	<p>令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。</p> <p>【令和元年度】 推進委員会 4回 地域説明会 1回</p> <p>【令和2年度】 推進委員会 2回 地域説明会 1回（練馬区公式ホームページで報告資料を掲載）</p> <p>【令和3年度】 推進委員会 2回 地域説明会 1回</p>
	今後の取組	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を継続する。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。</p>
	所管課	教育施策課
	項目3 学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業成果	令和4年度は小学3年生が35人学級となった。児童・生徒数の推計を関係各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
	今後の取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
所管課	学務課	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、学校施設の耐震化を迅速に推進してほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認をしてほしい。 ○ 学校の屋上等の空きスペースを活用した太陽光発電設備の設置など工夫し、気候変動対策をはじめ、SDGsに関する取組を推進してほしい。 ○ 体育館の空調設備や屋外授業で使用するテントの用意等、先取りしている予防対策はよかった。 ○ 樹木の倒壊による被害を防止するために、全校に対して調査を実施した点は評価できる。 ○ 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けた準備が整ってきている。区で初となる高齢者・障害児との総合施設として大いに期待する。 ○ 小学3年生から6年生までの35人学級編制の早期対応に努めてほしい。 ○ 通学路の安全等、ハード面は整備されている。ただ、指定の通学区割りを越えて、遠方から長い距離を徒歩で登下校している小学生低学年の子どもたちの安全性は気になるところである。
<p>昨年度の主な意見に対し、現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。また、施設の状態に応じて必要な改修を実施していく。 ○ 今後も、校舎の改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入する。 ○ 災害時の避難場所としても良好な環境となるよう、令和元年度から概ね7年間で全区立小中学校の体育館に空調設備を設置する。 ○ 「公共施設の樹木育成保全ガイド」に基づき、年1回の定期点検を行うことで、施設の安全性と樹木の健全性を確保していく。 ○ 35人学級編制については令和7年度にかけて着実に実施していく。 ○ 特別な事情により学区域外から通学する場合は、保護者に学区域内まで登下校の付き添いをお願いしている。

点検・評価欄	評価	特記事項

2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策	2-① 家庭教育への支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 ○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

主な取組	項目1 家庭教育への支援	
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
	事業成果	<p>多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行した。</p> <p>子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。</p> <p>【令和3年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <p>(1) 子育て講習会（4回制オンライン開催） 令和3年5月8日、22日、6月5日、19日 延24名</p> <p>(2) 発達障害の子を伸ばす、家庭でのアプローチ 令和3年6月17日 22名</p> <p>(3) 不登校・勉強が苦手な子どもたちの進路選択 令和3年6月26日 34名</p> <p>(4) 子育て講習会（4回制オンライン開催） 令和3年9月25日、10月9日、23日、11月6日 延33名</p> <p>(5) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和3年10月30日 34名</p> <p>(6) 悩まないで、子どもの不登校 令和3年12月2日 26名</p> <p>(7) 子育て講習会（3回制オンライン開催） 令和4年1月29日、2月12日、2月26日 延42名</p> <p>(8) 高校で不登校にならないために 令和4年3月12日 17名</p> <p>令和3年度 合計8講座 16回 延232名 (令和2年度 合計7講座 12回 延163名)</p>
	今後の取組	<p>家庭教育支援に関するホームページを作成し、LINEやタブレット等を用いて情報提供を行っていく。</p> <p>今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。</p> <p>関係機関と連携した事業周知も引き続き取り組んでいく。</p>
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター
項目2 関係機関との連携強化		
目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。	

事業成果	<p>スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携し行っている。また、学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に参加し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。</p>
今後の取組	<p>今後もスクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。</p>
所管課	<p>学校教育支援センター、子ども家庭支援センター</p>

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てに関する講演会等に、より多くの保護者等に参加してもらえよう、創意工夫をしてほしい。 ○ 多忙な保護者が子どもと向き合うための創意工夫ができるよう、家庭と学校との情報交換等の支援を推進してほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、児童・生徒を効果的に支援している点は評価できる。引き続き、スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境を作してほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、地域、関係機関と連携・協力し、子育てや教育に関する様々な情報を集約し引き続き積極的な情報発信を行っていく。 ○ スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境となるように、学校や関係機関との連携を引き続き図っていく。 ○ 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。

点検・評価欄	評価	特記事項

2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。 ○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。 ○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

項目1 学校安全対策の推進																																									
目標	区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。																																								
事業成果	<p>子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察署に繋げた。</p> <p>また、保護者向け・教職員向け・子ども向けの講習会を実施し、防犯意識の啓発に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和元年度】派遣日数</td> <td>385日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>62校</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】派遣日数</td> <td>282日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>49校</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】派遣日数</td> <td>275日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>48校</td> </tr> </table> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和元年度】参加者</td> <td>706名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】参加者</td> <td>20名（1校）</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】参加者</td> <td>103名（6校）</td> </tr> </table> <p>通学区域防犯カメラの設置</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成26年度】</td> <td>65台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【平成27年度】</td> <td>128台</td> <td>累計</td> <td>193台</td> </tr> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>132台</td> <td>累計</td> <td>325台</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>66台</td> <td>累計</td> <td>391台</td> </tr> </table> <p>通学路等安全点検の実施 (全小学校65校を3年間で一巡。学校が希望すれば2年連続実施も可)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和元年度】実施校</td> <td>28校</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】実施校</td> <td>22校</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】実施校</td> <td>24校</td> </tr> </table>	【令和元年度】派遣日数	385日	派遣校数	62校	【令和2年度】派遣日数	282日	派遣校数	49校	【令和3年度】派遣日数	275日	派遣校数	48校	【令和元年度】参加者	706名（5校）	【令和2年度】参加者	20名（1校）	【令和3年度】参加者	103名（6校）	【平成26年度】	65台			【平成27年度】	128台	累計	193台	【平成28年度】	132台	累計	325台	【令和元年度】	66台	累計	391台	【令和元年度】実施校	28校	【令和2年度】実施校	22校	【令和3年度】実施校	24校
【令和元年度】派遣日数	385日																																								
派遣校数	62校																																								
【令和2年度】派遣日数	282日																																								
派遣校数	49校																																								
【令和3年度】派遣日数	275日																																								
派遣校数	48校																																								
【令和元年度】参加者	706名（5校）																																								
【令和2年度】参加者	20名（1校）																																								
【令和3年度】参加者	103名（6校）																																								
【平成26年度】	65台																																								
【平成27年度】	128台	累計	193台																																						
【平成28年度】	132台	累計	325台																																						
【令和元年度】	66台	累計	391台																																						
【令和元年度】実施校	28校																																								
【令和2年度】実施校	22校																																								
【令和3年度】実施校	24校																																								
主な取組	<p>今後の取組</p> <p>通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察署等と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。実技講習会等の啓発活動については、行動を通じて学ぶことが出来るメニューを検討・実施する。</p>																																								
所管課	教育総務課																																								

項目2 地域を活用した教育活動の推進	
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
事業成果	<p>平成28年度から、地域人材の活用を進めるため、「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度より全校・園にて実施した。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象とした放課後等の学習支援「地域未来塾」を実施した。地域未来塾の実施にあたり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。</p> <p>【令和元年度】 学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 71校） 学校サポーター登録数 309名・13団体（令和元年度末時点）</p> <p>【令和2年度】 学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 75校） 学校サポーター登録数 352名・10団体（令和2年度末時点）</p> <p>【令和3年度】 学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 78校） 学校サポーター登録数 366名・15団体（令和3年度末時点）</p>
今後の取組	引き続き全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域の人材の活用を進めていく。また、学校サポーターの登録者数拡大に取り組むとともに、地域未来塾実施校拡大を進め、学校での活用を促進していく。
所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、保護者、地域、警察署と合同で行う通学路安全点検を全校で実施し、子どもたちの事故を未然に防いでほしい。 ○ 学校周辺の防犯は地域の協力が不可欠であると考えている。より多くの地域の方に安全講習会に参加してもらえよう周知してほしい。 ○ 地域社会の子ども世代を守り、向き合おうとする大人たちの誠意と熱意を感じる。学校も地域に潜在する多くの力を引き出すために、地域との好ましい関係づくりに励んでほしい。 ○ 防犯指導、民間警備員の配置、通学路の安全点検、実技講習会等を継続的に実施して、学校安全対策を今後も推進してほしい。 ○ 地域人材を活用して「学校・地域連携事業」を推進し、地域未来塾や学校サポーター登録制度を充実させている点は評価できる。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路等安全点検については、今後も防犯・交通安全の両面で計画的に実施し、学校、保護者、地域、警察署等と連携して、子どもたちの安全を確保していく。 ○ 子どもの見守り・安全講習会については、引き続き、各校PTA等にも参加を積極的に働きかけていく。 ○ 防犯指導や民間警備員の配置、通学路等安全点検や講習会等の学校安全対策を継続的に進めていく。

点検・評価欄	評価	特記事項

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点 施策	3-① いじめ・不登校などへの対応	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 ○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。 ○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。 ○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。

項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進		
主な 取組	目標	<p>いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。</p>
	事業 成果	<p>(1) 教育相談の実施 教育相談室4室に心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【令和元年度】2,347件 【令和2年度】2,624件 【令和3年度】2,808件</p> <p>(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの支援者数 【令和元年度】小学生282人 中学生255人 【令和2年度】小学生286人 中学生294人 【令和3年度】小学生267人 中学生269人</p> <p>(3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。</p>

今後の取組	<p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>平成30年度に開始したスクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。</p> <p>「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。</p> <p>不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、区内別室対応の強化を図る。</p>
所管課	教育指導課、学校教育支援センター
項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
事業成果	<p>令和3年6月からスクールロイヤー制度を導入した。</p> <p>1 委託先 第二東京弁護士会</p> <p>2 令和3年度の実績</p> <p>(1) 相談件数 38案件（延べ62件）</p> <p>(2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（2回）</p> <p>(3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（1回）</p>
今後の取組	令和3年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
所管課	教育指導課

項目3 不登校児童・生徒への学習機会の充実	
目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
事業成果	<p>不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室（小学生対象:フリーマインド・中学生対象:トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>登録者数 【令和元年度】フリーマインド129人 トライ295人 【令和2年度】フリーマインド119人 トライ262人 【令和3年度】フリーマインド153人(※1) トライ278人(※2) ※1 うち上石神井フリーマインド31人 ※2 うち上石神井トライ48人</p> <p>令和3年3月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。</p> <p>平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。</p> <p>登録者数 【令和元年度】21人（小学生11人 中学生10人） 20人（15歳～18歳） 【令和2年度】17人（小学生9人 中学生8人） 23人（15歳～18歳） 【令和3年度】23人（小学生12人 中学生11人） 18人（15歳～18歳）</p>
主な取組	<p>平成27年度から不登校の児童・生徒に対して、自立した生活を送れるようにするため、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っている。（居場所支援事業）</p> <p>登録者数 【令和元年度】18人（小学生11人 中学生7人） 【令和2年度】20人（小学生9人 中学生11人） 【令和3年度】14人（小学生8人 中学生6人）</p> <p>令和3年3月より上石神井において、居場所事業を委託により、開始した。</p>
今後の取組	<p>令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始した。現在、民間施設の借上げにより行っているが、令和5年以降、公共施設の跡施設に移転を検討する。また、児童・生徒用タブレットパソコン等を利用して、不登校児童・生徒に対し、オンライン相談や新たに配置する学習指導協力員による学習支援を行う。</p>
所管課	学校教育支援センター

項目4 不登校実態調査の実施	
目標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
事業成果	令和3年度実施 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校生徒追跡調査（一次調査）の実施（アンケート調査） ・不登校生徒追跡調査（二次調査）の実施（追加アンケート調査およびインタビュー調査） ・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の不登校児童・生徒支援事業に関する調査の実施 ・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施 ・学校状況調査の実施 ・調査経緯の分析・まとめ・報告
所管課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーが地区ごとに意見交換会を行い、関係を構築することで、児童・生徒へのより良い支援に結びつくと思う。 ○ 関係機関の連携、スクールロイヤー等の専門人材の活用を推進して、いじめの未然防止や早期解決のため、引続き努めてほしい。 ○ 不登校対策のために多角的に取り組んでいることは評価できる。一方で、不登校児童・生徒は増加傾向にあるため、今後も、校内フリースクールの設置等、子どもたちのニーズに応えた効果的な取組を推進してほしい。 ○ 新たに上石神井に適応指導教室および居場所支援事業が開始したことで、利便性が向上した。今後は、少しでも多くの不登校児童・生徒の居場所になることを期待する。 ○ 不登校問題は根本的な解決法が定まらないため、学校現場で児童・生徒と接する教員には負担がかかっている。今後は、不登校生徒追跡調査等の結果を踏まえて相応しい企画を立ててほしい。 ○ 不登校の要因として、「無気力・不安」が多い。その気持ちを上回るような「登校を楽しみにできる学校」を目指してほしい。
-----------------------------	--

<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携を取りやすくするために、子ども家庭支援センターの開催する地域ネットワーク会議へ地区の担当のスクールソーシャルワーカーが出席することで、顔の見える関係を保ち、より良い支援に繋げていく。 ○ 令和4年度の研修では、学校(園)と地区担当弁護士による事例検討のグループワークを行うことで、いじめをはじめとした様々な相談事例や、初期対応におけるノウハウ等を共有するとともに、スクールロイヤーと学校の関係構築を図った。また、学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」は、発行回数を年3回に拡大し、相談事例や対応例を閲覧できる事例集として蓄積していく。 ○ スクールロイヤー制度の更なる活用を促進することで、暴力行為やいじめ問題、事故など、学校(園)における諸問題の対応を、迅速かつ適切に行えるよう取り組んでいく。 ○ 新たに上石神井の適応指導教室を開始したことにより、周辺地域の不登校児童・生徒の潜在的なニーズに 대응しており、令和4年度はさらに登録者の増加が見込まれている。今後も、不登校児童・生徒に対して、心の安定を図るための相談活動や一人ひとりが希望する学習活動等を通して、居場所となるよう努めていく。 ○ 令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施している。これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにするとともに、令和5年度を目途に不登校対策方針の改定を検討する。 ○ 若手教員研修会において、不登校の未然防止および初期対応における外部機関との連携をテーマにした内容を実施し、不登校の未然防止および初期対応に向けた教員の役割について理解を深めている。 ○ 不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、情報共有を図る。また、練馬区不登校対策パンフレット等を活用し、魅力あるよりよい学校づくりに向けた教員の役割について理解を深めている。
---------------------------------------	--

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりであった生活支援や学習支援を行います。 ○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

項目1 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施		
目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。	
事業成果	<p>(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和元年度】 実施会場7か所、利用者279人、修了者259人、うち進路決定者259人 【令和2年度】 実施会場7か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人 【令和3年度】 実施会場7か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人</p> <p>(2) 経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和元年度】 小学校 要保護者 438人 (1.32%) 準要保護者 4,228人 (12.71%) 中学校 要保護者 292人 (2.23%) 準要保護者 2,482人 (18.98%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 279人 【令和2年度】 小学校 要保護者 379人 (1.13%) 準要保護者 4,096人 (12.24%) 中学校 要保護者 281人 (2.13%) 準要保護者 2,398人 (18.17%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 323人 【令和3年度】 小学校 要保護者 334人 (0.99%) 準要保護者 3,862人 (11.50%) 中学校 要保護者 257人 (1.90%) 準要保護者 2,311人 (17.06%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 324人 ※ () 内は全児童・生徒数に対する割合</p>	
主な取組	<p>令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。 就学援助制度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数を増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に対応を行っていく。</p>	
所管課	学務課、学校教育支援センター	

項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援	
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
事業成果	<p>(1) 入学意思等の確認 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した（延べ人数）。また、各通知を多言語化して送付した。 【令和元年度】 入学確認通知 新小学1年生129名 新中学1年生57名 就学先確認通知 40名 【令和2年度】 入学確認通知 新小学1年生124名 新中学1年生67名 就学先確認通知 40名 【令和3年度】 入学確認通知 新小学1年生138名 新中学1年生105名 就学先確認通知 118名</p> <p>(2) 日本語指導の実施 日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小中学校に日本語等指導講師を派遣し、日本語指導を行った。 【日本語指導を受けた児童・生徒】 令和元年度 小学校29校 58名 中学校17校 31名 計46校 89名 令和2年度 小学校43校 95名 中学校18校 26名 計61校 121名 令和3年度 小学校38校 75名 中学校15校 21名 計53校 96名 ※関連事業 こども日本語教室（地域文化部地域振興課事業推進係）</p>
今後の取組	<p>通知の送付回数を増やし、引き続き区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。 日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。 日本語指導終了後の支援について検討する。</p>
所管課	学務課、教育指導課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭環境に関わらず、教育の機会均等を図るために、学習支援事業および就学援助制度を推進してほしい。特に、ヤングケアラーの実態を掌握し、対応してほしい。 ○ 福祉や保健等の関係機関とのつながりを強化し、要支援家庭の把握に努めてほしい。 ○ 親の事情により満足な食が与えられない子どもたちがいる。恒常的に困窮する子どもたちを支援するために、配食等の方法が考えられる。 ○ 外国人児童・生徒のための日本語指導や学校案内の多言語化は必要な視点である。今後も、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられる取組を推進してほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学援助制度の周知は区報、区ホームページの他、保護者に対しては、学期ごとに学校から就学援助制度のお知らせを配付するなど周知の強化に努めている。引き続き適正に就学援助制度を運営していく。 ○ 「中3勉強会」利用生徒および保護者にアンケートを実施した。利用者の全てが進学し、そのほとんどが、入学後休まずに進学先に通っていると回答している。また、中3勉強会に参加したことで、「勉強する習慣ができた」、「苦手科目が減り、前よりできるようになった」、「受験（受検）に役に立った」とのご意見をいただいた。引き続き、生徒一人ひとりに適した丁寧な学習支援を行い、学習意欲を引き起こし、全員が進路を決定できるよう、福祉部と連携しながら実施していく。 ○ 区立学校への入学意思を確認する通知は多言語化し、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう取り組んでいる。 ○ 日本語指導終了後の児童・生徒の習得状態をより詳細に把握し、支援の充実を検討していく。

点検・評価欄	評価	特記事項

3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。 ○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。 ○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

項目1 障害理解への取組の充実	
目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
事業成果	<p>(1) 副籍交流の実施 知的障害学級と通常の学級間での交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交流内容に一部制約が生じた。しかしながら、知的障害学級と通常の学級間においては、学校行事や休み時間等での交流を行った。 また、副籍交流においては、感染症対策を講じながら、学習発表会や授業の見学等を行った。また、オンラインでのボッチャ大会交流、展覧会での作品掲示、児童・生徒の自己紹介をまとめたプロフィールカード等のお便り交換を行うなど、コロナ禍でありながらも工夫しながら交流の充実を図ることができた。 さらに、副籍事例集を作成し、区ホームページの掲載や学校への周知を行うことによって、児童・生徒や教員・保護者に対して、副籍交流制度の理解向上を図った。</p> <p>(2) 研修会の実施 【令和元年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和2年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で年間2回の実施を予定していたが第1回を中止とした。 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和3年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p>
今後の取組	引き続き、ICT機器を活用するなど交流学习と副籍交流および特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解のための教育を推進していく。
所管課	学務課、教育指導課

主な取組

項目2 ICTを活用した学習支援の推進	
目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
事業成果	<p>教室のICT環境の整備とあわせ、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配付を完了した。</p> <p>【令和2年度】 区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 区立小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配付した。</p> <p>【令和3年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。</p>
今後の取組	ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。また、特別支援教育に効果的なデジタル教材等の導入を検討する。
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 医療的ケア児支援体制の充実	
目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
事業成果	<p>平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。</p> <p>令和2年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。</p> <p>令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年度末の新支援方針策定を目指し、検討を開始した。また、訪問看護ステーションとの協働による支援体制を確立した。</p> <p>【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和元年度 小学校6校、学童クラブ3館、保育園1園 合計10名 令和2年度 小学校10校、学童クラブ4館、保育園4園 合計18名 令和3年度 小学校5校、中学校2校、学童クラブ5館、保育園3園 幼稚園2園 合計18名</p>
今後の取組	<p>令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年度末に新支援方針策定し、令和5年度から保護者ニーズ等を踏まえた支援の拡充を図る。</p> <p>医療的ケア児が安心して通園できるよう、近隣保育園が受入園をフォローできる体制を構築する。</p>
所管課	学務課、子育て支援課、保育課

主な取組

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍で制約がある中でも、Zoomを使用したオンラインでの交流を図ったり、副籍交流を積極的に行っていることが伺えた。今後は保護者も交流できるように周知する機会を増やしてほしい。 ○ 障害理解のために副籍交流や研修会の実施、ICTを活用した学習支援、 ○ 医療的ケア児支援体制の充実等、効果的な取組が行われている。就学相談の改善、校内外の支援体制の整備、教員の専門性の向上等、効果的な取組を引き続き推進し、特別支援教育の一層の充実を図ってほしい。 ○ ICT環境が整備され、タブレットを利用した学習が可能となった。今後はアプリ等の教材を的確に用意してほしい。 ○ 国に先行して医療的ケア児への受入れ児童数が毎年増えていることは評価できる。引続き拡大してほしい。 ○ 障害のある子どもを持つ保護者の困りごとを聞く機会を増やしてほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副籍交流について、引き続きコロナ禍においても効果的に交流を実施できるよう、今後も取り組んでいく。また、必要に応じて保護者も交流に参加できるよう、特別支援学校での交流教育連絡会等を通じて周知を図っていく。 ○ 外部講師を招き、特別支援教育に関する研修を継続的に実施し、教員の専門性向上を図っていく。 ○ 文部科学省が進めている実証事業に参加し、デジタル教科書による教育効果の検証を行っている。今後、国や都の動向を踏まえ、練馬区におけるデジタル教科書の導入を検討する。 ○ 医療的ケア児の支援については、令和4年度に新支援方針を策定するため、保護者アンケートを実施した。令和5年度から保護者ニーズ等を踏まえた支援を拡充する。医療的ケア児が安全で安心して過ごせる環境整備にも取り組む。

点検・評価欄	評価	特記事項

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策	1-① 相談支援体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまびよびよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 ○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。

主な取組	項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充	
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまびよびよ利用実績 【令和元年度】 22,504人 【令和2年度】 21,670人 【令和3年度】 23,592人 配置か所 7か所 7か所 7か所 ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）に相談員を配置した。 【令和元年度】 検討 【令和2年度】 2か所配置 【令和3年度】 2か所配置（新規配置なし）
	今後の取組	令和5年度におひさまびよびよを新規開設し、相談員を配置する。引き続き「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図っていく。
	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター
	項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実	
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年5月より、子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和2年度】 109回実施 延べ1,096人参加 【令和3年度】 191回実施 延べ2,284人参加 ○ 令和2年度・3年度に、web会議システムを活用したオンラインこどもカフェを実施した。 【令和2年度】 全8回開催 親子延べ20組参加 【令和3年度】 全8回開催 親子延べ29組参加
	今後の取組	引き続きオンラインひろばを実施し、令和4年度からは6か所の保健相談所とコラボ講座を実施するなど内容の充実に取り組む。
	所管課	こども施策企画課、子ども家庭支援センター

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児の孤立化や虐待の防止を目的として、「おひさまびよびよ」や「にこにこ」の実施および相談員の配置を着実にやっている。引続き、相談員を拡充してほしい。 ○ ネットでのオンライン相談、家族もお馴染みのカフェでの親子の交流や子育て相談等、それぞれの選択でつながる工夫はよい。 ○ オンラインひろばや練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施して、自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるように工夫していることは評価できる。今後も拡充してほしい。 ○ 練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催し、感染症対策を施した上で交流の場を提供していることは評価できる。孤立化しやすい在宅子育て世帯を継続して支援してほしい。
<p>昨年度の主な意見に對し、現在取り組んでいる今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度におひさまびよびよを新規開設し、相談員を配置する。また、令和4年度は、新たに2か所の「にこにこ」へ相談員を配置した。今後も引き続き相談員の拡充を行っていく。 ○ コロナ禍において外出を控えている親子や、遠方で参加するのが難しい親子が、自宅に居ながら気軽に相談や保護者同士の交流ができるよう、引き続きオンラインひろばを実施していく。 ○ 練馬こどもカフェ「オンライン版」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、練馬こどもカフェが開催できなかった場合の代替処置として実施した。今後も、感染状況を踏まえ、必要に応じて実施する。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	1-② 新しい児童相談体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。 ○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。

主な取組	項目1 都との連携強化	
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護、家庭復帰後の親子支援につながるなどの成果が上がった。 ○ 練馬区虐待対応拠点における都区連携実績 【令和2年度】236件（令和2年7月から令和3年3月まで） 【令和3年度】325件 ○ 平成29年6月に都と締結した児童相談体制強化についての協定に基づき区の管理職（通年1人、月2回1人）および一般職員（通年2人）の都児童相談センターへの派遣を実施した。 ○ 令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案の対応を行っている。 都児童相談センターからの事案送致数の推移 【令和元年度】94件（令和元年10月から令和2年3月まで） 【令和2年度】232件 【令和3年度】341件 ○ 令和3年8月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う新たな取組を開始した。 【令和3年度】43件（令和3年8月から令和4年3月まで）
	今後の取組	東京都が、令和6年度に（仮称）都立練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、都区の緊密な連携を更に深め、支援の必要な家庭に対し、迅速かつ的確な対応を図っていく。
	所管課	子ども家庭支援センター

項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実													
目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。												
事業成果	<p>○ 前年度に引き続き、令和3年度も相談員を5名増員し、児童虐待案件だけでなく、増加する子育ての悩みや養育不安等の相談にも丁寧な対応を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童相談件数</th> <th>職員数（うち相談員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>6,589件</td> <td>53人（34人）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>7,518件</td> <td>61人（39人）</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>9,532件</td> <td>65人（44人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB(児童福祉司・児童心理司)による助言・指導を実施した。</p> <p>○ 施設でのショートステイ事業に加えて、登録家庭による「家庭型子どもショートステイ事業」を令和3年1月から実施した（登録家庭：9家庭）。</p> <p>○ 児童相談業務における、対面による新型コロナウイルス感染の懸念の解消策として、ビデオ通話システムを活用することで、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができる環境を整備した。</p> <p>○ 初期対応の振り分けや児童相談所からの事案送致で急増している面前DVに担当する係を新設した。</p>		児童相談件数	職員数（うち相談員）	【令和元年度】	6,589件	53人（34人）	【令和2年度】	7,518件	61人（39人）	【令和3年度】	9,532件	65人（44人）
	児童相談件数	職員数（うち相談員）											
【令和元年度】	6,589件	53人（34人）											
【令和2年度】	7,518件	61人（39人）											
【令和3年度】	9,532件	65人（44人）											
今後の取組	<p>○ 増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。</p> <p>○ 児童相談業務は訪問等による対面を原則とするが、コロナ禍に応じた取り組みとして、引き続きビデオ通話システムを活用する。</p>												
所管課	子ども家庭支援センター												

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区虐待対応拠点」を設置して、都区の日常的な情報共有、虐待発生時の合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援等、成果を上げていることは評価できる。親子支援の更なる強化に努めてほしい。 ○ 区独自の虐待対応拠点については良い取組だと思う。今後も一人でも多くの家庭・子どもが救われるように努力してほしい。 ○ 相談件数の増加に伴い、相談員の増加も図っていることは評価できる。スーパーバイザーからの助言は、相談者や職員にとって心強いものである。引続き、スーパーバイザーと協働した取組を期待する。 ○ 子ども家庭支援センターでの相談数の増加実績をみても、確実に対応していることがわかる。コロナ禍のなかで家庭内の混乱、生活不安から起きるDVや虐待等の通報が届きやすくなっているか、ショートステイの対象を生後2ヶ月からとしていることは、それほどセンターの働きが必要とされているということだろう。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいる今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬区虐待対応拠点の設置によって都区の専門職員による日常的な情報共有が可能となり、迅速な一時保護につなげるなど、都区連携は確実に成果を上げている。都区連携のもと親子支援の更なる強化に努めていく。 ○ スーパーバイザーの助言・指導により体制強化が図られている。 ○ 今後も都からの事案送致数の増加が予測され、増加する児童相談に対応するため、区子ども家庭支援センターの体制強化と都児童相談センターとの連携をさらに深める。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。 ○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。 ○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

主な取組	項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年4月より5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。 【令和元年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 【令和2年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 【令和3年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 ○ 令和2年度よりファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度からは「のびのびひろば」の実施回数を増やし、5施設全てで月2回実施している。 ○ 引き続き、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れを実施する。
	所管課	子ども家庭支援センター
	項目2 障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。なお、私立保育所への巡回指導は令和3年度から開始している。 【令和元年度】区立保育所巡回指導回数 174回 【令和2年度】区立保育所巡回指導回数 118回 【令和3年度】区立保育所巡回指導回数 171回 私立保育所巡回指導回数 179回 ○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【令和元年度】10件 受講者数668名 【令和2年度】3件 受講者数191名 【令和3年度】7件 受講者数588名
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。 ○ 私立保育所に対して、説明会や施設訪問を行い、巡回指導以外にも障害児について相談できる機会を設け、受入れに繋げていく。
	所管課	保育課

項目3 ひとり親家庭等への支援	
目標	ひとり親家庭等に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
主な取組	<p>【令和元年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 5,318人 児童育成手当 7,528人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,194世帯 4,566人</p> <p>【令和2年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 5,055人 児童育成手当 7,275人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,087世帯 4,408人</p> <p>【令和3年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 4,720人 児童育成手当 7,019人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 2,911世帯 4,111人</p>
今後の取組	生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達の不安や障害のある親子支援、障害児保育、ひとり親家庭等、支援が必要な子どもたちと家庭への取組を、継続的に充実させている。引き続き、保護者が身近に相談できる場所の提供等に取り組んでほしい。 ○ ファミリーサポート事業に軽度障害児受入れを開始したことで、保護者の負担の軽減につながっていると考えられる。今後の成果を期待する。支援すべき子どもたちやその家族との信頼関係の構築に努めてほしい。 ○ また、ひとり親家庭以外でも、家族の疾病等による経済的困窮も考えられるため、多面的な支援を検討してほしい。 ○ ニーズの把握と要支援家庭を見逃すことがないように、体制を強化してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子を対象とした「のびのびひろば」を実施し、孤立化を防止するほか、必要な支援につなげていく。 ○ ファミリーサポート援助会員に対し障害児研修を継続して実施し、軽度障害児受入れの担い手を確保する。 ○ 保育施設に対する巡回指導や説明会、施設訪問を実施し、障害のある子どもたちが安心して園生活を送れるよう支援するとともに、障害児の受入拡大を図っていく。 ○ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、引き続きひとり親家庭への支援に取り組むとともに、障害のある家族がいる家庭への手当や医療費助成の周知に取り組んでいく。

点検・評価欄	評価	特記事項

2 子どもの教育・保育の充実

重点施策	2-① 家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。 ○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。 ○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。

主な取組	項目1 練馬こどもカフェの拡充													
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。												
	事業成果	<p>令和元年度に事業を開始。民間のカフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大する。</p> <p>【令和元年度】3か所 全40回開催 親子延べ171組参加 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月は開催中止)</p> <p>【令和2年度】5か所 全25回開催 親子延べ93組参加 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4～6月および令和3年1月～3月21日は開催中止)</p> <p>※この他オンライン版を全8回開催 親子延べ20組参加</p> <p>【令和3年度】6か所 全60回開催 親子延べ188組参加 ※この他オンライン版を全8回開催 親子延べ29組参加</p>												
	今後の取組	令和4年度は新たに1か所開始するとともに、自主運営型練馬こどもカフェの試行・検証を行っていく。												
	所管課	こども施策企画課												
	項目2 子育てのひろばの増設													
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。												
	事業成果	<p>0～3歳の乳幼児親子が自由に来室する子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまびよびよ」を整備している。</p> <p>子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>子育てのひろば</th> <th>おひさまびよびよ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>公設 11か所／民設 16か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>公設 11か所／民設 16か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>公設 11か所／民設 15か所</td> <td>7か所</td> </tr> </tbody> </table>		子育てのひろば	おひさまびよびよ	【令和元年度】	公設 11か所／民設 16か所	7か所	【令和2年度】	公設 11か所／民設 16か所	7か所	【令和3年度】	公設 11か所／民設 15か所	7か所
		子育てのひろば	おひさまびよびよ											
	【令和元年度】	公設 11か所／民設 16か所	7か所											
【令和2年度】	公設 11か所／民設 16か所	7か所												
【令和3年度】	公設 11か所／民設 15か所	7か所												
今後の取組	令和4年度は、新たに民設子育てのひろばを開設している。引き続き子育てのひろばと「おひさまびよびよ」の拡充に取り組んでいく。													
所管課	子ども家庭支援センター													

項目3 公園等を活用した外遊びの取組	
目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
主な取組 事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和元年度】参加者数 16,125人 【令和2年度】参加者数 12,895人 【令和3年度】参加者数 14,602人
今後の取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各サービスの利用が困難と思われる多胎児家族や保護者が疾病の家庭等に向けた支援について、アウトリーチはどうか検討してほしい。 ○ 練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまびよびよ、公園等を活用した外遊びの取組は、保護者の交流および子どもの心身の発達や社会性を育むために重要である。引続き充実させてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気や多胎児家族を抱える等を理由に、サービスを利用できない保護者に対しては、相談員がアウトリーチによる相談支援を実施するとともに、関係機関が実施するサービスに繋げていく。 ○ 店舗自ら子育て講座等を行う、自主運営型の練馬こどもカフェを試行・実施する。 ○ 引き続き、練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまびよびよ、公園等を活用した外遊びの取組を拡充する。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	2-② 練馬こども園の充実	
	概要	○ 幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な取組	項目1 練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型（9時間以上11時間未満）および低年齢型（0～2歳）を創設した。 【令和元年度】 認定園数：20園（定員：1,429名） 新規認定：4園（標準型1園、短時間型1園、低年齢型2園（うち1園は、標準型として既に認定している園と重複）） 【令和2年度】 認定園数：22園（定員：1,569名） 新規認定：2園（標準型1園、短時間型1園） 【令和3年度】 認定園数：25園（定員：1,689名） 新規認定：3園（短時間型2園、低年齢型1園（標準型として既に認定している園と重複））
	今後の取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬こども園が毎年確実に増えていること、短時間型保育や低年齢型を導入していることから、待機児童ゼロを目指してきた努力がみられる。引き続き、保護者の要望に寄添いながら保育の質の向上にも努めてほしい。 ○ 幼稚園の機能を持ちながら教育時間の前後の預かり保育制度が充実してきた、保護者が安心して一定時間まで働くことができる練馬こども園の存在は大きい。練馬区の子育て支援の充実を担っていると言える。今後は、地域に標準化して練馬こども園が開設されていくことも大切である。 ○ 練馬こども園の認定園や定員の拡大および保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供が計画的、継続的に行われている。 ○ 適切な教育・保育サービスがなされるように支援を強化してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、練馬こども園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。 ○ 幼稚園教諭が保育園での保育活動に参加するなど、区の仲介（橋渡し）による交流事業を通じて、各園の職員の資質・能力の向上に努めている。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	2-③ 保育サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。 ○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。 ○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。

主な取組	項目1 保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所198所（定員16,570名）
	事業成果	<p>保育施設の新規整備による定員拡大等を行った結果、2年連続で待機児童ゼロを達成した。</p> <p>【令和2年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 181所（定員15,601名） 待機児童数 11名</p> <p>【令和3年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 190所（定員16,218名） 待機児童数 0名</p> <p>【令和4年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 197所（定員16,780名） 待機児童数 0名</p>
	今後の取組	待機児童ゼロを継続できるよう、令和5年4月に向けて、認可保育所9か所、410名の定員拡大を図る。
	所管課	保育課
	項目2 窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。また、保育課窓口のweb予約や入園申込の手続き案内動画の配信を行った。 ○ 令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。導入初日だけで延べ1,200人以上の利用があった。 ○ 令和2年度に区立委託園（1園）でICT（登降園時刻の管理、連絡帳、お便り、身体計測記録、保育日誌等の事務をデジタル化するシステム）の試行導入を開始した。 ○ 令和3年度に区立委託園（20園）でICTを導入した。
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、“保活”の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。 ○ 区立委託園（残りの7園）および区立直営園へのICT導入を進める。 ○ 新設する私立認可保育所に加え、ICT未導入の既存保育施設に対する導入費用の補助制度を活用し、ICT導入の働きかけを強化する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

項目3 保育サービス水準の向上	
目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
主な取組	事業成果
	今後の取組
	所管課

東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。

- 区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。
【令和元年度】 区立保育園 18件 私立保育所等 26件
【令和2年度】 区立保育園 20件 私立保育所等 48件
【令和3年度】 区立保育園 22件 私立保育所等 50件
- 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。
【令和元年度】 私立保育所等 270施設 402回
区立委託園 22園 368回
【令和2年度】 私立保育所等 272施設 272回
区立委託園 24園 536回
【令和3年度】 私立保育所等 284施設 327回
区立委託園 26園 549回
- 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。
【令和2年度】 22回 受講者数1,302名
【令和3年度】 36回 受講者数2,590名
- 東京都指定キャリアアップ研修を令和4年度から練馬区で実施するための検討を行った。

- 引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行う。
- 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、職員の処遇改善に繋がる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。

保育課、保育計画調整課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童ゼロの達成、諸手続きのICT化の拡充、第三者評価の促進は評価できる。引続き、第三者評価受審促進と保育サービス推進を強化してほしい。 ○ 窓口対応の省力化によって得られたゆとりを保育の充実に向けていくことが期待される。 ○ ICT未導入の保育施設への早期導入に努めてほしい。 ○ 保育所増加、保育士増員に伴い、保育士の東京都指定キャリアアップ研修の実施に向けて早期対応してほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行うなど、保育サービス水準の向上に努める。 ○ 窓口来庁者数は減ったものの、郵送で提出された申請書類に不備が多い。入園選考の簡素化を検討するとともに、オンライン申請へのシフトを促し、申請の不備を減らしていく。 ○ 新設する私立認可保育所に加え、既存のICT未導入の保育施設に対し、導入事例等を紹介した冊子「What's Hoiku ICT?」の配布および導入費用の補助制度を活用し、ICT導入の働きかけを強化する。 ○ 令和4年度から東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。

点検・評価欄	評価	特記事項

3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点 施策	3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な 取組	項目1 ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業 成果	<p>【令和2年4月1日現在】 実施校数 27校（新規実施8校：仲町小、練馬小、光が丘春の風小、光が丘秋の陽小、石神井東小、大泉第三小、大泉学園緑小、八坂小）</p> <p>【令和3年4月1日現在】 実施校数 37校（新規実施10校：開進第一小、開進第二小、開進第四小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小）</p> <p>【令和4年4月1日現在】 実施校数 45校（新規実施8校：豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小）</p> <p><その他> ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。</p>
	今後の 取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園待機児童ゼロを目指しながら、学齢期における学童クラブの待機児童ゼロを目指して、放課後居場所事業も早期から計画的に進めてきたことが伺える。 ○ 子どもたちの安全で楽しい放課後の居場所を充実させるために、ねりっこクラブの拡大やねりっこプラスの実施を推進していることは評価できる。引き続き、拡充を進めてほしい。 ○ 教員と学童クラブ等のスタッフが双方で意見交換できる機会の設定を検討してほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年4月に向けて、新たに7校（南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。 ○ 各ねりっこクラブにおいては、毎月小学校と連絡会議を実施しており、区職員のコーディネーターも参加し事業運営に関する情報共有や意見交換を行っている。一人一人の児童についての教員と職員の情報交換は、学期に一回程度会議を設定、課題のある児童については日常的に様子を話す機会を設けている。 また、学校応援団やPTA、主任児童員や青少年委員など地域の方々にも参加いただき、ねりっこクラブの運営や地域の児童の様子などに関する意見交換を行う運営協議会を、年二回実施している。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	3-② 児童館機能の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。 ○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

主な 取組	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和元年度】検討 【令和2年度】2か所配置 【令和3年度】2か所配置（新規配置なし） ○ 保健相談所等の子育て関連施設への出前児童館を実施した。 【令和元年度】保健相談所と調整・試行実施 【令和2年度】子育てのひろば「びよびよ」と児童館とでペアをつくり連携を開始 新型コロナウイルス感染拡大防止のため出前児童館の実施は縮小したが、乳幼児親子の居場所を紹介した冊子を児童館が作成し、保健相談所と「びよびよ」にて利用者へ配布 【令和3年度】4か所の保健相談所で、計22回の出前児童館を実施 子育て応援パンフレットをリニューアルし、各児童館・児童室で配布
	今後の取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをPRしていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2 中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生の居場所と自己実現の場として平成18年度に開始した事業で、平成28年度からは全児童館で実施し、交流や音楽活動等を行っている。 ○ 令和元年度から、皆で食べ（飲み）ながら、皆で話し、児童館職員が個々の児童に寄り添うことで、「相談」機能を強化する「中高生カフェ」を実施している。 【令和元年度】検討、11館で試行実施 【令和2年度】6館で実施（飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小） 【令和3年度】全17館で実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食は個包装の菓子や水分補給に限定して実施）
	今後の取組	新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実施を進める。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館が、障害のある児童・生徒や、特に目的がなくても中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。 ○ 児童館の機能を充実させて、乳幼児保護者が気軽に相談・交流できる場や、中高生が自己実現の場として様々な活動ができる取組を進めていることは評価できる。 ○ 子育て中の家族から中高生まで、年齢層を超えた交流や、他校の児童とのふれあいも期待できる。これからは、対人関係を学ぶ各世代での自由な交流の場として、児童館の働きにはたくさんの可能性があると言える。 ○ 中高生の居場所づくり事業として多感な年齢に対応できるよう、引き続き児童館職員のスキルアップ研修に取組んでほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度は、新たに2か所の「にこにこ」へ相談員を配置した。今後も引き続き相談員の拡充を行っていく。 ○ 区内の高校に対し、リーフレット配付やポスター掲示等で中高生事業のPRを行っていく。 ○ HSC（敏感、繊細な子供）研修やヤングケアラー研修等を実施し、様々な児童や中高生に対応できるよう、引き続き、職員のスキルアップを図っている。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。 ○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。

主な取組	項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	<p>青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、いも堀り等）、文化事業（カルタ大会、折り紙教室等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。</p> <p>【令和元年度】実施事業数 271事業 参加者延人数 68,290人 【令和2年度】実施事業数 59事業 参加者延人数 4,121人 【令和3年度】実施事業数 121事業 参加者延人数 23,010人</p>
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和元年度】初級受講生210人、中級受講生88人 【令和2年度】初級受講生162人、中級受講生88人 【令和3年度】初級受講生153人、中級受講生90人 ○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。 【令和元年度】計3回（登録者：83人） 【令和2年度】中止（登録者：84人） 【令和3年度】計3回（登録者：86人） ○ 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。 【令和元年度】1講座 参加人数延30人 【令和2年度】4講座 参加人数延134人 【令和3年度】2講座 参加人数延151人
	今後の取組	ジュニアリーダーや青年リーダーの養成講習会において、様々な地域活動を体験するなど内容を充実する。また、若者が青少年育成地区委員会や学校等の地域活動に携わる機会を増やすため、働きかけを強化していく。
	所管課	青少年課

項目3 若者の自立に向けた相談・支援	
目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。
主な取組	<p>○ 就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を引き続き実施した。コロナ禍の状況もあり、オンラインを取り入れたプログラムやオンラインの使い方を学ぶプログラム等を取り入れた。相談内容に応じて、福祉事務所や保健相談所などと連携し対応している。就労や短期アルバイトの受入れ先企業の拡充も引き続き行った。</p> <p>【令和元年度実績】 相談・支援 延べ4,066人 進路決定者数 76人 ※令和元年度から対象年齢の上限が39歳から49歳に変更。</p> <p>【令和2年度実績】 相談・支援 延べ3,578人 進路決定者数 35人</p> <p>【令和3年度実績】 相談・支援 延べ3,552人 進路決定者数 62人</p> <p>○ 居場所では、不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方（15歳～49歳）を対象に、自立支援スタッフが悩みや相談に応じ、個々の状況に合わせた社会とのつながりを支援している。居場所の中では、利用者が参加しやすいプログラム（少人数制）を取入れ、自信をつける、居場所職員だけでなく他の利用者に話しかける、会話をする等と段階を経て成長できるようなステップアップを図り、社会とのつながりを築いていく。（令和2年6月開設）</p> <p>【令和2年度実績】 開所日 193日 利用者 実人数123人 延べ利用者数1,428人</p> <p>【令和3年度実績】 開所日 244日 利用者 実人数149人 延べ利用者数1,573人</p>
	今後の取組
所管課	青少年課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民と協働して、青少年育成地区委員会、ジュニアリーダーや青年リーダーの養成、若者が企画・運営に携わる取組が継続的に実施されている。 ○ 青少年育成活動は、地域での協働を進める可能性につながるもので、地域の大人たちと子どもの協力関係をつくる機動力になる。 ○ 社会とのつながりを失っている方に対する、社会とつながり直す機会の提供は評価できる。セミナーの実施、青少年館内の居場所づくり、相談・支援など、引き続き拡充してほしい。また、オンラインの活用も充実してほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して、現在取り組んでいる今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ この2年間は、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、なかなか活動できなかったが、練馬区教育・子育て大綱に基づき、青年リーダー等が企画・運営に携わる取組を強化していく。また、今後は地域活動へつなげられるよう、青少年委員と連携して取り組んでいく。 ○ 相談者の状況に応じた講座を引き続き実施していく。また、メンタルヘルス相談等のプログラムではオンラインも活用してきたが、今後も引き続き、取り組んでいく。

点検・評価欄	評価	特記事項

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野において、区立小・中学校の短縮授業や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

主な取組

令和3年4月

- ・区立小中学校および区立図書館に温度計付きアルコールディスペンサーを設置

令和3年5月

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給
→新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給（児童1人につき5万円）。

令和3年6月

- ・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

令和3年7月

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給
→新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給（児童1人につき5万円）。

令和3年8月

- ・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

令和3年9月

- ・モバイルルーターの貸与
→感染の不安等により欠席する児童・生徒へのオンライン授業の実施にあたり、家庭にWi-Fiがない児童・生徒に対して、児童・生徒用タブレットの通信データ量の不足に対応するため、モバイルルーターの貸出しを実施
- ・全区立図書館に図書除菌機を設置（9月下旬～）

令和3年10月

- ・オンライン授業の充実のため、区立小中学校にWebカメラを追加配備
- ・各区立図書館の対面朗読室に空気清浄機およびパーテーションを設置（10月1日～）
- ・保活支援サービスで「保育指数シミュレーション機能」を全国で初めて提供開始
→LINEで約30問（所要15分程度）の質問に答えるだけで、入園選考の基準となる「保育指数」を場所や時間にとらわれずに試算可能になった。既存の保育園検索機能とも連携し、試算した保育指数と同じ指数以下の人が前年4月に入園した保育園を絞込検索できるようになった。
- ・区立保育園（36園）へリモート会議等のためのタブレット端末を各園2台配備

令和3年11月

- ・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

令和3年12月

- ・小学校特別支援学級を対象とした、日帰りの校外学習の実施（12月17日～3月17日）
→特別支援学級宿泊学習中止に伴う代替事業として、日帰りの校外学習を各校で実施
- ・子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）の支給
→新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、内閣府が実施した事業に基づき、支給（児童1人につき5万円）。

令和4年1月

- ・子育て世帯への臨時特別給付金（追加給付金）の支給
→新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、内閣府が実施した事業に基づき、支給（児童1人につき5万円）。
- ・成人の日のつどいの内容を一部変更して実施
→式典を中止して時間短縮を図り、会場開催を行った。「20歳のメッセージ」の発表とバイオリン演奏を行い、インターネットでライブ配信を行った。
また、としまえんから譲り受けたオブジェ等と一緒に写真撮影ができる写真スポット等を、会場内やその周辺に7か所設置。うち2点を区役所本庁舎で1月16日まで展示

令和4年2月

- ・子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給
→離婚等により現に児童を養育しているにもかかわらず子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない者に対しても支給を実施するため、内閣府が見直しを行った事業に基づき支給事務（児童1人につき10万円限度）を開始
- ・青年学級作品展（4学級合同）を実施
→新型コロナウイルス感染症の影響により、心身障害者青年学級（4学級）は非接触型の活動を取り入れながら実施。令和4年2月1日～20日の期間、春日町図書館展示コーナーにおいて、制作した作品を展示。

令和4年3月

- ・区立小中学校へ簡易ベッド、パーテーションを配布
- ・区立小中学校・幼稚園、区内保育施設へスチームクリーナーを配備
- ・区立小中学校、区内幼稚園、区内学童クラブ、児童館、ひろばへ自動手指消毒器を配布
- ・区立小中学校の特別支援学級（固定級）へサーキュレーター等を配布
- ・区立小中学校へ予算（保健衛生用品等購入費）を追加配当
- ・区立学童クラブ、児童館にセンサー式自動水栓を取付け
- ・区内学童クラブ、児童館、ひろばへ滅菌庫等を配備
- ・区立保育園（36園）に空気清浄機を配備
- ・子育てのひろばへ体表面体温計等を配布

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

特 記 事 項

--

評 価	
--------	--

資料 4	
------	--

令和 4 年 12 月 12 日
教育委員会事務局

令和 4 年第四回練馬区議会定例会提出議案について

令和 4 年 11 月 22 日 第 11 回 教育委員会臨時会で議決した令和 4 年第四回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 1 のとおり	公布の日。ただし、一部の規定については、令和 5 年 4 月 1 日



議案第123号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月練馬区条例
第73号）の一部をつぎのように改正する。

第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」
を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の
112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分
の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第1をつぎのように改める。

第2条 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部をつぎのように改正する。

第27条第1項中「、3月1日」を削り、「第29条まで」を「第30条まで」に改め、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改め、同項ただし書中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の120」に、「100分の10」を「100分の67.5」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

第30条第1項中「6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第30条第1項」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（第4項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第30条第2項および第3項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1

日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100
	33	234,700	330,000	377,700	409,400
	34	236,600	332,000	379,500	410,600
	35	238,500	334,100	381,200	411,800
	36	240,500	336,100	382,600	413,000
	37	242,500	337,700	384,000	414,100
	38	244,400	339,500	385,300	415,100
	39	246,400	341,300	386,600	416,100
	40	248,500	343,100	387,800	417,100
	41	250,500	344,700	389,000	418,000
	42	252,400	346,400	390,200	418,900
	43	254,500	348,100	391,400	419,800
44	256,500	349,700	392,400	420,600	

45	258,700	351,100	393,200	421,400
46	260,500	352,600	394,100	422,100
47	262,300	354,100	395,100	422,800
48	264,500	355,600	396,100	423,400
49	266,400	357,000	396,900	424,100
50	268,600	358,400	397,700	424,800
51	270,900	359,700	398,500	425,400
52	273,000	361,100	399,300	425,900
53	275,000	362,400	400,000	426,400
54	277,000	363,700	400,800	427,000
55	279,200	364,900	401,600	427,500
56	281,300	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400

96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			

	147	374,700			
	148	375,100			
	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
	152	376,700			
	153	377,000			
	154	377,400			
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

参考資料

令和4年12月1日

人事戦略担当部職員課

教育振興部教育指導課

議案第120号 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第121号 練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第123号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別区人事委員会勧告（令和4年10月11日）等に基づき、一般職の職員に対する給与の改定を行う。

2 改正の内容

給料表の改定

公民較差分の解消を図るため、給料表の引上げ改定を行う。

期末手当および勤勉手当の改定（特別給全体の支給月数は別表のとおり）

ア 令和4年度以降の勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。

令和4年度分

職員の区分		手当	6月期	12月期	3月期	年間
一般職員	再任用職員 以外の職員	期末手当	1.050月	1.100月	0.25月	2.40月
		勤勉手当	1.025月	1.125月	-	2.15月
	再任用職員	期末手当	0.600月	0.650月	0.10月	1.35月
		勤勉手当	0.500月	0.550月	-	1.05月
管理職員	再任用職員 以外の職員	期末手当	0.850月	0.900月	0.25月	2.00月
		勤勉手当	1.225月	1.325月	-	2.55月
	再任用職員	期末手当	0.500月	0.550月	0.10月	1.15月
		勤勉手当	0.600月	0.650月	-	1.25月
会計年度任用職員		期末手当	1.050月	1.100月	0.25月	2.40月

イ 令和5年度以降の3月期の期末手当を廃止し、勤勉手当と同様に支給月数を6月期および12月期の期末手当が均等となるように配分する。

令和5年度以降分

職員の区分		手当	6月期	12月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.200月	1.200月	2.40月
		勤勉手当	1.075月	1.075月	2.15月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
		勤勉手当	0.525月	0.525月	1.05月
管理職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.000月	1.000月	2.00月
		勤勉手当	1.275月	1.275月	2.55月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.575月	0.575月	1.15月
		勤勉手当	0.625月	0.625月	1.25月
会計年度任用職員		期末手当	1.200月	1.200月	2.40月

3 施行期日等

給料表の改定

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

期末手当および勤勉手当の改定

ア 令和4年度分（勤勉手当に限る。）

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

イ 令和5年度以降分

令和5年4月1日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 その他

会計年度任用職員の報酬に用いる給料表は、練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年10月練馬区条例第20号）第3条第3項の規定に基づき、採用された日の属する年度の初日において施行されている常勤職員の給料表とする。そのため、改定後の給料表は遡及適用せず、令和5年4月1日から適用する。

	期末手当			
	6月期	12月期	3月期	年間()
	1.05月 (0.60月)	1.10月 (0.65月)	0.25月 (0.10月)	2.40月 (1.35月)
	0.85月 (0.50月)	0.90月 (0.55月)	0.25月 (0.10月)	2.00月 (1.15月)
職員	1.05月	1.10月	0.25月	2.40月

+

勤勉手当		
6月期	12月期	年間()
1.025月 (0.500月)	1.025月 (0.500月)	2.05月 (1.00月)
1.225月 (0.600月)	1.225月 (0.600月)	2.45月 (1.20月)

=

分(改正後)

	期末手当			
	6月期	12月期	3月期	年間()
	改正なし			2.40月 (1.35月)
				2.00月 (1.15月)
職員				2.40月

+

勤勉手当		
6月期	12月期	年間()
1.025月 (0.500月)	<u>1.125月</u> (<u>0.550月</u>)	2.15月 (1.05月)
1.225月 (0.600月)	<u>1.325月</u> (<u>0.650月</u>)	2.55月 (1.25月)

=

以降分(改正後)

	期末手当			
	6月期	12月期		年間()
	<u>1.20月</u> (<u>0.675月</u>)	<u>1.20月</u> (<u>0.675月</u>)	/	2.40月 (1.35月)
	<u>1.00月</u> (<u>0.575月</u>)	<u>1.00月</u> (<u>0.575月</u>)		2.00月 (1.15月)
職員	<u>1.20月</u>	<u>1.20月</u>		2.40月

+

勤勉手当		
6月期	12月期	年間()
<u>1.075月</u> (<u>0.525月</u>)	<u>1.075月</u> (<u>0.525月</u>)	2.15月 (1.05月)
<u>1.275月</u> (<u>0.625月</u>)	<u>1.275月</u> (<u>0.625月</u>)	2.55月 (1.25月)

=

)内は、再任用職員(令和5年度以降は定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員)の支給月数

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条改正関係）

現 行	改正案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4 ~ 6 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4 ~ 6 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (後略)</p> <p>2 <u>第1条の規定（第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（第4項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>3 <u>第1条の規定（第30条第2項および第3項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。</u></p> <p>(給与の内払)</p> <p>4 <u>改正後の条例の規定を適用する場合に</u></p>

別表第 1 〔略〕

おいては、第 1 条の規定による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

別表第 1 〔略〕

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条改正関係）

現 行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25</u>、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>、<u>12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25</u>、<u>6月に支給する場合には100分の85</u>、<u>12月に支給する場合には100分の90</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4・5 [略]</p>

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4 [略]

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条および次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

6 [略]

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 [略]

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日(第30条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条および次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

6 [略]

付 則 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日等)

1 (前略)ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 ~ 5 [略]

指定管理者の指定について

令和 4 年第四回練馬区議会定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を指定したため報告する。

No.	施設の名称	指定管理者	指定の期間	所管課	備考
1	練馬区立 稲荷山図書館	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 ヴィアックス 東京都中野区弥生町二丁目 8 番15号 代表取締役 西門 直 	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月31日まで (5 年間)	光が丘図書館	別紙 1
2	練馬区立 南大泉図書館	<ul style="list-style-type: none"> 日本コンベンションサービス株式会社 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 2 号 代表取締役 近浪 弘武 	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月31日まで (5 年間)	光が丘図書館	別紙 2
3	練馬区立 光が丘児童館	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 雲柱社 東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番19号 理事長 小磯 満 	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月31日まで (5 年間)	子育て支援課	別紙 3
4	練馬区立 上石神井児童館 練馬区立 上石神井児童館学 童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 東急キッズベース キャンプ 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号 代表取締役 島根 太郎 	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月31日まで (5 年間)	子育て支援課	別紙 4

令和4年12月12日

教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立稲荷山図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立稲荷山図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都中野区弥生町二丁目8番15号

株式会社 ヴィアックス

代表取締役 西 門 直

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和4年5月6日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

5月18日 令和4年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

6月30日 第2回指定管理者選定小委員会

（募集要項の審議）

7月11日 ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始

7月15日 施設見学会・募集説明会（参加団体数4）

8月8日～8月12日 応募書類受付（応募団体数1）

8月12日	経営診断委託
9月4日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月2日	令和4年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、公立図書館の運営実績を有しており、安定的な施設運営が期待できること、また、館の特徴である昆虫事業や、周辺施設や団体と連携した事業の発展が期待できること等の理由により、株式会社ヴィアックスが練馬区立稻荷山図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

利益を上げる力および事業効率性については平均的であり、借入金の返済能力と経営の安全性が高い。また、資金力は優れており安定した経営が可能である。

組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、定期的実施する内部監査において、統括管理者による個人情報等に関するチェックシートを用いた自己評価および監査役による現地確認を実施する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、ハラスメント窓口を設置する等、スタッフからの相談を受ける体制を整備し、働きやすい職場環境づくりに努めている。

団体の施設運営実績

稲荷山図書館と同規模施設の運営実績を含む、多数の公立図書館の指定管理者とし

での運営実績があり、図書館の運営を円滑に行う能力と実績を十分に有している。練馬区内においては、平成24年度から春日町図書館、平成25年度から稲荷山図書館の指定管理者として施設の管理・運営を円滑に行っており、各館のモニタリングの結果も良好である。

区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

施設運営体制

練馬区立図書館ビジョンの基本理念の実現に向け、地域の活動・交流の場として必要な情報を必要な方々へ届け、地域の特性を理解した事業を展開するとともに、「充実した研修で人材（財）の育成に努めます」「魅力的な企画事業を展開し、利用を促進します」「積極的に社会貢献・環境問題に取り組みます」「新しいことにチャレンジし市民の期待に応えます」「人にやさしい会社を目指します」の5つの視点から、図書館運営に取り組むとしている。また、特色ある事業、図書館づくりに向けた取組として、館の特徴である「昆虫事業」を引き続き実施し、広めていく提案があり、評価できる。

インターネットを活用しての未利用者への意見聴取や、来館者等へのインタビュー実施を通して得たニーズを館内で共有する等、より多くの意見を運営に反映し、満足度の向上を図る提案があり、評価できる。

司書等資格取得を目指すスタッフに向けて、大学との協定による入学金の免除や特別休暇の付与等の支援体制を整えている。

求められる役割や知識を学ぶ階層別研修とそれぞれの経験や能力に合わせて必要な知識や技術を学ぶ選択研修、スキルアップのためのe-ラーニングコンテンツの配信、館長養成講座の実施等、新しいサービスに対応し、図書館業務をトータルにマネジメントできる人材の育成を目指す提案があり、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、利用者に対しては、入口での検温およびアルコール消毒や会議室利用者への消毒セットの提供、スタッフに対しては、出勤前の体調管理や休憩室の間仕切りの設置等、徹底した感染症対策を行いながら図書館サービスを展開するとしている。

これらの提案から、当該施設を適切に運営する体制が整っていると評価した。

利用者等への対応

スタッフ全員が利用者に分け隔てなく接することができるように、研修等を通じて知識獲得やスキル向上に取り組むとともに、コミュニケーション補助用具の導入や施設の改善等の環境整備にも努める等、利用者の状況に応じた配慮ある対応の実現に向けた具体的な提案があり、評価できる。

また、苦情やトラブルへの対応について、受託図書館でのトラブルをまとめた事例集を活用した実践的な研修を行い、スタッフのスキルアップにつなげるほか、施設内の巡回や意見箱の活用等により苦情やトラブルの未然防止に努める提案があり、評価できる。

これらの提案から、利用者等への適切な対応が期待できると評価した。

施設の維持管理・安全性への配慮

施設の状態を認識し、定期保守点検や施設維持管理業務の的確な実施、異常・故障個所の早期対処に取り組むほか、日常清掃・定期清掃内容について年間計画書を作成し確実に実施するとしている。

また、事故や災害等の緊急時を想定して、館専用の「危機管理対策マニュアル」を制定し、研修等で周知徹底する等、利用者およびスタッフの安全確保に努めている。

これらの提案から、区の求める基準を満たしていると判断した。

効率的な管理運営

本社担当者が、効率的かつ効果的な管理運営を実現できるよう事業計画の進捗管理等を行い、施設の運営全般をバックアップするほか、業務量を想定したジョブローテーションを作成し、メリハリをつけた人員配置による、安定したサービスの提供と経費のスリム化を目指す提案があり、評価できる。

館長候補については、稲荷山図書館の現館長を引き続き配置する提案がある。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できると評価した。

施設特性に応じた評価項目

近隣の稲荷山憩いの森での昆虫事業を発展させ、定期的に昆虫の分類・分布状況を調べ、身近な環境や生息昆虫について知ってもらうことにより、図書館資料の活用や利用促進につなげる、館の特徴を生かした新たな提案があり、評価できる。

高齢者を対象に、趣味・介護・健康・生活の各テーマの本や大活字本を並べた「いきいきコーナー」を近隣町会の回覧板を活用してPRする取組や、老化予防につながる

事業や参加者同士の交流が生まれる事業の拡充等、施設の特性に応じた事業の提案があり、評価できる。

図書館資料管理について、館長代理を中心とした選書会議を週1回開催するとしている。また、配架・書架整理を効率的かつ効果的に管理するため、「書架エリア担当」を割り振り、日常的に管理する中で、書架密度や利用状況を把握して蔵書分析に生かすとしている。

これらの提案から、稲荷山図書館の施設特性に応じた事業展開が期待できると評価した。

地域への貢献

スタッフ採用については、区民雇用率70パーセント以上を目標とし、地域の雇用創出に積極的に取り組むとしている。また、清掃や設備機器の保守点検等の再委託を行う業務の大部分を、区内事業者へ委託する等、積極的な区内事業者の活用を目指す提案があり、評価できる。

これまで実施してきた中里郷土の森や近隣農園と連携した、マルシェやスタンプラリー等を継続するほか、新たな連携先も模索しながら、区民や地域との協働を促進するとともに、学校支援で学校を訪問した際に、昆虫標本3Dアーカイブ等の昆虫事業を積極的にPRし、相互連携を図っていく提案があり、評価できる。

これらの提案から、区民雇用の促進や区内事業者の活用、周辺施設等と連携した事業の発展が期待できると評価した。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立稲荷山図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	利益を上げる力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点
	2 組織体制	個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 情報公開の取組 法令等の遵守(労働関係法令の遵守を含む。)に対する団体の取組	5点
	3 団体の施設 運営実績	稲荷山図書館と同規模施設の運営実績 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・ 取組の成果 過去のトラブルへの対応状況	10点
	4 区内事業者 か否か	区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点
提案 審査	5 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考 え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	25点
	6 利用者等へ の対応	利用者への公平公正な対応 利用者等の人権の配慮 苦情解決体制 職員の接遇に関する取組	25点
	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点
	8 効率的な管理 運営	効率的・効果的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	30点
	9 施設特性に応 じた評価項目	館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 図書館事業の利用促進につながる提案内容 図書館資料の管理に関する提案内容	30点
	10 地域への貢献	区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者から の調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体(得点)
		株式会社 ヴィアックス
1 安定性・継続性	5	4
2 組織体制	5	4
3 団体の施設運営実績	10	8
4 区内事業者か否か	10	0
5 施設運営体制	25	20
6 利用者等への対応	25	20
7 施設の維持管理・安全性への配慮	30	18
8 効率的な管理運営	30	24
9 施設特性に応じた評価項目	30	24
10 地域への貢献	30	24
合計	200	146

令和 4 年 12 月 12 日

教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立南大泉図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立南大泉図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都千代田区霞が関一丁目4番2号
日本コンベンションサービス株式会社
代表取締役 近 浪 弘 武

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで（ 5 年間）

4 選定の経過

令和 4 年 5 月 6 日	第 1 回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
5 月18日	令和 4 年度第 1 回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）
6 月30日	第 2 回指定管理者選定小委員会 （募集要項の審議）
7 月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7 月15日	施設見学会・募集説明会（参加団体数 7）
8 月 8 日～ 8 月12日	応募書類受付（応募団体数 3）

8月12日	経営診断委託
9月4日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月2日	令和4年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、公立図書館の運営実績を有しており、安定的な施設運営が期待できること、また、青少年館との併設や、子どもを対象とした分室という特徴を生かした事業の展開が期待できること等の理由により、日本コンベンションサービス株式会社が練馬区立南大泉図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

利益を上げる力は高い状態にあり、資金力や借入金返済能力も相当良好な状態である。経営の安全性についても全く問題はなく、法人として良好な状態である。

組織体制

個人情報保護、情報セキュリティに関する規程を整備し、適正に運用している。情報公開については、練馬区の条例および規則に準じた取扱いを行うことを社内規定とするとしている。また、令和3年度に実施した、練馬区の「個人情報保護に関する監査」において、情報資産の重要度分類や、事故対応訓練の実施等、個人情報保護に関する取組が評価されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、就労環境や業務に関する悩みの相談窓口およびハラスメント・コンプライアンス専用の相談窓口を設ける等、全スタッフがいつでも相談できる環境を提供している。

団体の施設運営実績

公立図書館の指定管理者としての運営実績があり、図書館の運営を円滑に行う能力を十分に有している。練馬区内においては、平成25年度から南大泉図書館の指定管理者として施設の管理・運営を円滑に行っており、モニタリングの結果も良好である。

区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

施設運営体制

世界につながる情報や練馬区の文化の魅力を発信し続け、地域・利用者・情報がうまく結びつき、その先の学びを豊かにすることを目指し、「地域交流」、「情報発信」、「特色のある事業」を3つの柱として特色のある事業や図書館づくりを行うとしている。

利用者アンケートやご意見箱等を引き続き実施するとともに、新たにWEBアンケートを実施する等、時代の変化に対応した新しいニーズ把握の提案があり、評価できる。

司書等資格の取得を目指すスタッフに向けて、司書等資格講習の復習等ができる館内講習を実施する等、資格取得のための効果的な取組を継続する提案があり、評価できる。

サービスの質向上とスキルアップを目的として、「図書館業務知識」、「スキルアップ」、「運営・マネジメント」の3つのテーマで継続的に研修を実施するほか、デジタルに関する理解を含め、専門知識向上や柔軟な発想ができるスタッフを育成するため、新たに「情報リテラシー研修」、「デジタルマーケティング研修」、「デジタル活用研修」を実施する提案があり、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、利用者に対しては、消毒液の設置や検索端末機の消毒、スタッフに対しては、毎朝の検温、体調確認と健康管理表への記入等、安全衛生に配慮するとともに、スタッフに感染者が出た場合の代替出勤者の確保を速やかに行うことで、事業の継続性を確保としている。

これらの提案から、当該施設を適切に運営する体制が整っていると評価した。

利用者等への対応

イラスト等を活用した「視認性向上」、手話も含めた「多言語対応」、車椅子や老眼鏡等の福祉用品の貸出対応等による「利便性向上」、サービス介助士資格保有者の配置

および研修等による「スキル向上」の4つの観点で利用環境を整備し、あらゆる利用者が快適で安心して利用できる図書館を目指す提案があり、評価できる。

苦情やトラブル対応について、実際の苦情の事例紹介やロールプレイングの実施等による実践的な内容の研修を実施し、全スタッフが苦情発生時に誠実かつ的確に対応できるよう努めるとともに、対応完了後は、内容を分析して再発防止策を策定し、全体研修や連絡ノートで共有することで、再発防止に努める提案があり、評価できる。

これらの提案から、利用者等への適切な対応が期待できると評価した。

施設の維持管理・安全性への配慮

清掃や設備管理については、これまで10年間にわたりノウハウを蓄積してきた、施設を熟知している2つの協力企業(団体)との実施体制を継続するほか、緊急時には、設備管理企業の担当者による迅速な対応ができる体制を築いている。

また、災害等緊急時における開館時間内と開館時間外それぞれの想定事態を定めた連絡体制フローを作成し、役割と連絡・報告体制を整備している。

これらの提案から、区の求める基準を満たしていると判断した。

効率的な管理運営

本社担当が研修や予算管理等、施設運営をサポートする体制を構築しているほか、混雑状況を予測した適切な人員配置や、これまでの経験を生かした効率的運営による本社経費を圧縮した経費削減の提案があり、評価できる。

館長候補については、南大泉図書館の現館長を引き続き配置する提案がある。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できると評価した。

施設特性に応じた評価項目

南大泉図書館では、青少年館と併設しているという特徴を生かし、所蔵の多い漫画に関連したブックリストの作成や、体験型事業の実施等、青少年世代の利用促進に向けた新しい取組の提案があり、評価できる。

南大泉図書館の青少年世代の利用者が、分室を利用する子どもに、昔読んだ思い出の本を紹介し交流する事業等、成長段階に合わせた事業を実施することで、利用する世代が循環していく新しい取組の提案があり、評価できる。

図書館資料の管理について、館長や館長代理を交えた資料収集・廃棄候補に関する選書会議を週1回行うとしている。また、学校連絡協議会や利用者懇談会、利用者アンケート等で地域のニーズを把握するとしている。

これらの提案から、南大泉図書館の施設特性に応じた事業展開が期待できると評価した。

地域への貢献

スタッフ採用については、区民雇用率70パーセント以上を目標とし、地域の雇用創出に積極的に取り組むとしている。また、業務の再委託、施設修繕や消耗品の購入等は区内事業者を積極的に活用する提案があり、評価できる。

併設の青少年館と連携した夏休みイベントや、高齢者施設や子育て支援施設を訪問しての出張おはなし会のほか、館の事業の講師に区民を活用し、活躍の場を提供する取組を継続していく提案があり、評価できる。

これらの提案から、区民雇用の促進や区内事業者の活用、周辺施設等と連携した事業の発展が期待できると評価した。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立南大泉図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	利益を上げる力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点
	2 組織体制	個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 情報公開の取組 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点
	3 団体の施設 運営実績	南大泉図書館と同規模施設の運営実績 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 過去のトラブルへの対応状況	10点
	4 区内事業者 か否か	区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点
提 案 審 査	5 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	25点
	6 利用者等への 対応	利用者への公平公正な対応 利用者等の人権の配慮 苦情解決体制 職員の接遇に関する取組	25点
	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点
	8 効率的な管理 運営	効率的・効果的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	30点
	9 施設特性に応 じた評価項目	館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 図書館事業の利用促進につながる提案内容 図書館資料の管理に関する提案内容	30点
	10 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体（得点）		
		A	B	C
		日本コンベンションサービス株式会社		
1 安定性・継続性	5	5	4	4
2 組織体制	5	3	4	4
3 団体の施設運営実績	10	8	8	8
4 区内事業者か否か	10	0	0	0
5 施設運営体制	25	20	20	20
6 利用者等への対応	25	20	20	20
7 施設の維持管理・安全性への配慮	30	18	18	18
8 効率的な管理運営	30	24	18	18
9 施設特性に応じた評価項目	30	24	24	18
10 地域への貢献	30	24	24	18
合計	200	146	140	128

令和4年12月12日

こども家庭部子育て支援課

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘児童館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘児童館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号

社会福祉法人 雲柱社

理事長 小 磯 満

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和4年4月21日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月18日 令和4年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月6日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
8月10日	申請書類受付
8月16日	経営診断委託
8月18日	施設実地調査の実施
8月25日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
9月16日	第4回指定管理者選定小委員会 (申請団体の評価、採点)
11月2日	令和4年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な管理・運営が期待できること、関係機関等と連携を行い、地域において継続して安全・安心に過ごすことのできる施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人雲柱社が練馬区立光が丘児童館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

全体として安定した経営状態である。補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力、資金力、借入金の返済能力が特に優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運

用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会は定期的に関催されている。

利用者からの苦情を解決するための規程が整備されている。また、0歳から18歳まで中長期的なスパンで、子ども達の遊び場の選択肢として児童館を継続利用できるよう、利用者の声を取り入れたプログラムの充実を図っている。

【提案審査】

施設運営体制

子どもの行事参画のための「子どもスタッフ募集」の実施や、先輩パパママ情報として、「幼稚園意見交換ボード」の設置を実施する等、利用者の意見を吸い上げ、運営を改善していく、現在のサービス水準の維持および向上のための提案があり、評価できる。

職員の経験年数に応じて、初任者・中堅職員・リーダー・管理職等の等級に分かれた研修を実施するほか、実際に現場で働く児童館長がテーマを決めるリーダー研修等を実施することで、職員の質の向上に努める提案があり、評価できる。

日本語に不慣れな方たちが、安心して利用することができるよう、外国語のチラシを作る、外国語翻訳アプリを活用する等、全ての利用者に寄り添った対応を心掛ける提案があり、評価できる。

入館時の検温、手指消毒や室内の換気・貸出遊具の消毒対応、児童館、子育てのひろばでそれぞれ1時間の換気・消毒タイムを設ける等、感染予防対策に取り組んでおり、評価できる。

運営経験を生かした取組

地域ボランティア団体と協力してボランティア活動を行う、幼稚園のママサークルと連携し、パネルシアターや演奏会を行う等、地域に根ざした児童館として、地域の方との交流や情報の交換等を行う取組があり、評価できる。

中高生家庭の学習支援等のため、中高生向けの無料学習会を実施するなど、利用者のニーズを把握し、積極的に対応する取組があり、評価できる。

施設の維持管理・安全性への配慮

災害対応マニュアルを作成し、迅速かつ適切な対応ができるよう明文化している。また、日常的な点検体制として、当番業務の中でチェックリストに基づく点検を行い、

異常があれば館長・主任に情報を共有する仕組みを整える提案は、危機管理体制を整備することに加えて、施設の維持管理・利用者の安全・安心につながる取組であり、評価できる。

効率的な管理運営

建物設備に係る専門業者に依頼する必要があるもの以外、基本的には現場職員で管理を行う等、引き続き施設内外の環境整備を全職員が責任を持って管理していく提案がある。

練馬区内にある同法人施設の施設長が、毎月エリア会を実施し、各施設での情報共有、問題解決に向けた取組を行う提案がある。また、近隣に法人の運営施設があることのスケールメリットを生かし、相互サポートの体制を整える提案がある。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できると評価した。

施設特性に応じた評価項目

児童館と子育てのひろばの併設施設としての強みを生かし、それぞれの講座やプログラムを生かして、身近な子育て支援施設として利用者が使いやすいように環境を整え、切れ目のない繋がりある利用を実現する提案がある。

児童館の午前中の時間に、近隣小学校の不登校児の受入れを行う等、利用者や地域のニーズを把握し、実施する提案がある。また、利用者や地域のニーズを把握するため、職員全員ができる限り現場に出て、日々の運営の中で利用者の声を拾い上げる姿勢で運営を行う提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する光が丘児童館の施設特性に合致した提案であり、評価できる。

地域への貢献

職員の採用に当たり、区民雇用に努めるとともに、再委託事業者や物品の調達は区内事業者を活用する提案があり、評価できる。

学校評議員やねりっこクラブ運営協議員として関係機関との情報共有を行う、また、子ども家庭支援センターの相談員と意見交換を行う等、関係各機関と積極的に連携を行う提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立光が丘児童館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応	15点
提案 審査	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	50点
	4 運営経験を 生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に応 じた評価項目	一体的な施設運営に向けた事業内容の提案 館長候補者等の人選の考え方	20点
	8 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		社会福祉法人 雲柱社
1 安定性・継続性	5	5
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	20	16
6 効率的な管理運営	20	16
7 施設特性に応じた評価項目	20	16
8 地域への貢献	30	24
合 計	200	161

令和 4 年 12 月 12 日
こども家庭部子育て支援課

指定管理者の指定について（練馬区立上石神井児童館）

指定管理者の指定について（練馬区立上石神井児童館学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立上石神井児童館および練馬区立上石神井児童館学童クラブ（以下「上石神井児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都渋谷区南平台町5番6号

株式会社 東急キッズベースキャンプ

代表取締役 島根太郎

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和4年4月21日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
5月18日	令和4年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）
6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 （募集要項の審議）
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始

7月21日	募集説明会（参加団体12）
8月8日～8月10日	応募書類受付（応募団体4）
8月16日	経営診断委託
8月18日	応募団体運営施設の現地調査
8月25日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
9月16日	第4回指定管理者選定小委員会 （応募団体の評価、採点）
11月2日	令和4年度第2回指定管理者選定委員会 （応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設現地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、適切な児童館運営が期待できること、また、他児童館運営経験に基づく充実した事業の提案があること等の理由により、株式会社東急キッズベースキャンプが上石神井児童館等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

全体として安定した経営状況である。事業効率の状況、経営の安全性については問題がなく、利益を上げる力および資金力についてはやや改善の余地があるが、長期的に安定した事業活動が可能である。なお、親会社である東急株式会社が、株式会社東急キッズベースキャンプに対して、必要に応じて融資および出資を行っていることから、継続的な運営は可能と判断できる。

組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

東急グループの厳格な方針に基づき、東急グループ内業務監査も実施しており、高いレベルで個人情報の管理および情報セキュリティの確保が行われている等、個人情報保護についての意識が高く、団体運営の透明性・公正性が確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、理事会・役員会の構成は適正であり、取締役会は定期的開催されている。

団体の施設運営実績

上石神井児童館と同規模施設の運営実績を含む、多数の児童館の運営実績があり、安定した管理・運営を行う能力を有している。練馬区内においては、令和2年度から南が丘小学童クラブおよび光が丘春の風小ねりっこクラブ、令和4年度から石神井小学童クラブおよび石神井小第二学童クラブの運営事業者として施設運営を円滑に行っており、各施設のモニタリングの結果も良好である。

区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

施設運営体制

保護者や児童の声を集め、公平・公正・公益を考えた判断を行い、その声を反映してサービスや運営内容の改善を続ける仕組みを整備する等、現在のサービス水準の維持および向上のための提案があり、評価できる。

階層別研修や分野別研修を段階的かつ包括的に実施するほか、医療やアレルギー等、子どもの安全に関わる研修は毎年全社員が受講するなど、職員の質の向上に取り組む提案があり、評価できる。

新型コロナウイルス感染症に対して、職員や来館者への検温、施設消毒の徹底や三密を避ける遊びの提供の工夫など、感染予防対策の提案があり、評価できる。

利用者等への対応

利用者からの苦情を解決するための規程が整備されている。利用者からの意見・要望に対して、法人本部と施設で一体的に対応する体制が整っており、常に利用者の立場で考え支援する提案がある。

また、子どもの権利条約の理念の啓発研修を実施し、子どもの最善の利益を目指し、子どもの尊厳を尊重する姿勢で運営に取り組む提案がある。

これらの提案から、利用者等への対応について評価できる。

施設の維持管理・安全性への配慮

各種危機管理マニュアルを整備した上で、ヒヤリハット事例の全職員での共有を行い、注意喚起と改善を進めることで事故防止に努める。また、定期的な防災訓練に加えて、併設の上石神井第二保育園と合同避難訓練を実施する提案があり、危機管理体制を整備するだけでなく、併設施設との連携につながる取組を行う姿勢があり、評価できる。

上石神井駅周辺の交通量の多さを踏まえて、4月中は学童クラブの新1年生を小学校までお迎えに行くことや、児童館の安全マップを児童館の来館児童と一緒に作成し、配布または掲示を行う提案は、地域の特性を的確に捉え、利用者の安全・安心につながる取組であり、評価できる。

効率的な管理運営

児童館と学童クラブの一体的な運営を生かし、常勤、非常勤職員ともに、児童館、学童クラブを相互にサポートできるよう、学童クラブの職員も中高生に対する対応研修を受講するなど、多様なスキルの習得を進めることで効率のよい配置を行う。また、日々の運営やプログラム等の実施の際に職員相互のサポート体制を整えるなど、効率的に運営を行う提案があり、評価できる。

法人本部のバックアップ体制が整っており、現場ファーストという考えのもと、開設当初は必ず週1回以上実施する巡回指導や毎日の電話連絡によるサポート、事務作業等本部で受け持つことの可能な業務の本部対応等、現場職員の負担を軽減する提案があり、評価できる。

施設特性に応じた評価項目

児童館運営において、0歳から18歳までの全ての児童への切れ目のない支援を実施するために、利用者それぞれの層のニーズを掴み、乳幼児親子に対して子育て講座を開催する、中高生に向けてキャリア講話を実施する等、各年代の健全育成の基本方針に基づいた活動を実施する提案がある。

遊びや体験活動に関して、スポーツプログラムや工作等の児童館の活動やイベントに、学童クラブの児童も参加できるように設定する等、学童クラブの児童と児童館の来館児童が、共に楽しいと思える居場所をつくるための提案がある。

子どもの最善の利益の尊重と親支援のため、乳幼児親子向けに子育て相談の実施や親子で楽しめる親子ヨガを実施する。また、中高生に対してはキャリアデザインの支

援として、面接練習や相談対応を行う等、幅広い年代の、子どもの健全育成の拠点となるための提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する上石神井児童館等の施設特性に合致した提案であり、評価できる。

地域への貢献

職員の採用に当たり、区民雇用に努めるとともに、再委託事業者や物品の調達は区内事業者を活用する提案があり、評価できる。

地域の小学校やねりっこクラブ、自治会や商店会等と連携し、地域の行事に積極的に参加・協力を行う提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立上石神井児童館等）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	利益を上げる力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点
	2 組織体制	個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 情報公開の取組 法令等の遵守(労働関係法令の遵守を含む。)に対する団体の取組	5点
	3 団体の施設 運営実績	同種、同規模施設の運営実績 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・ 取組の成果 過去のトラブルへの対応状況	10点
	4 区内事業者 か否か	区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点
提案 審査	5 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考 え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	30点
	6 利用者等へ の対応	利用者への公平公正な対応 利用者等の人権の配慮 苦情解決体制 職員の接遇に関する取組	20点
	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点
	8 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	30点
	9 施設特性に応 じた評価項目	一体的な施設運営に向けた事業内容の提案 館長候補者等の人選の考え方	30点
	10 地域への貢献	区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者から の調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体（得点）			
		A	B	C	D
		株式会社 東急キッズ ベースキャ ンプ			
1 安定性・継続性	5	3	4	4	5
2 組織体制	5	4	4	4	4
3 団体の施設運営実績	10	8	8	8	8
4 区内事業者か否か	10	0	0	0	0
5 施設運営体制	30	24	24	18	18
6 利用者等への対応	20	16	16	16	12
7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	30	24	24	24	24
8 効率的な管理運営	30	24	18	24	18
9 施設特性に応じた 評価項目	30	24	24	18	24
10 地域への貢献	30	24	24	24	24
合 計	200	151	146	140	137

令和 4 年 12 月 12 日
こども家庭部子育て支援課

低所得の子育て家庭への臨時給付金の支給について

低所得の子育て家庭への臨時給付金の支給について、下記のとおり報告する。

記

1 概要

急激な円安を背景にした食料品等の物価上昇が拡大・長期化するなか、真に生活に困窮する区民への更なる支援として、低所得の子育て家庭に対して、区独自の給付金を子ども一人当たり一律 10 万円支給する。

2 支給対象者

令和 4 年 12 月 1 日以降、区内に住民票があり、現に子どもを養育し、つぎの(1)または(2)に該当する低所得の家庭

(1) 令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国給付金）を練馬区で受給している者

① ひとり親世帯

ア 令和 4 年 4 月分の児童扶養手当受給者

イ 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている者（家計急変者）

② ひとり親世帯以外

ア 令和 4 年 4 月分の児童手当・特別児童扶養手当を受給し、住民税非課税の者

イ 18歳未満の児童を養育している住民税非課税の者

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が住民税非課税者と同じ水準になっている者（家計急変者）

(2) 令和 4 年 5 月から令和 5 年 3 月までのいずれかの月から児童扶養手当を受給し、(1)を受給していない者

3 支給額

児童1人当たり一律10万円

4 支給方法

申請不要のプッシュ型で支給

※受取を希望しない申出があった場合は不支給

5 支給時期

12月中旬に対象者を抽出し、支給案内を送付

12月下旬に国給付金または児童扶養手当の支給口座に振込

以後、1月から3月にかけて、毎月中旬に支給案内を送付、下旬に振込

6 区民への周知

区報、区ホームページ

7 経費

約13億円（給付金約12億9,000万円、事務費約500万円）

12月補正予算に計上

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（素案）について

「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」について、就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしている状況を踏まえ、各事業の年度別需給計画の見直しを行った。

については、「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）」について下記のとおり報告する。

記

- 1 「第2期 練馬区子ども・子育て支援事業計画 中間見直し（素案）」
別紙のとおり
- 2 区民意見反映制度に基づく意見募集
 - (1) 周知方法
 - ア ねりま区報（12月11日号）への掲載
 - イ 区ホームページへの掲載
 - ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、こども施策企画課での閲覧
 - (2) 意見の募集期間
令和4年12月11日（日）から令和5年1月13日（金）まで
 - (3) 意見の提出方法
持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）
- 3 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月	練馬区子ども・子育て会議で意見聴取
令和5年3月	計画の中間見直し（案）を報告 計画の中間見直し策定

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画
中間見直し（素案）

令和4（2022）年12月

練馬区

目 次

第1章 計画の中間見直しの基本的な考え方	1
1 計画中間見直しの背景.....	1
2 計画中間見直しの方向性	1
3 計画の策定方法	2
第2章 区を取り巻く現状	4
1 最新の児童人口の推計.....	4
2 子育て世帯の就労状況.....	5
3 女性の就労状況と教育・保育サービスの利用状況.....	6
第3章 法定事業の年度別需給計画	7
1 子ども・子育て支援法の法定事業.....	7
2 区域の設定	9
3 年度別需給計画	10
参考 巻末資料	
1 練馬区の現状	28
2 ニーズ調査の結果概要.....	32
3 その他.....	37

第1章 計画の中間見直しの基本的な考え方

1 計画中間見直しの背景

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の子ども分野に関連した個別計画として、令和2年3月に策定しました。

計画期間は令和2年度から令和6年度までとしていますが、児童人口や女性の就業等の社会情勢の変化に迅速に対応するため、計画の内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年において見直すこととしています。

令和2年の練馬区の合計特殊出生率は1.09で低下傾向は変わらず、コロナ禍により少子化が加速することが懸念されます。また、育児休業の取得率増加やコロナ禍を経てテレワークの普及、非接触・非対面の新しい生活様式への移行が進むなど、子どもと子育てを取り巻く状況の変化が見受けられます。

2 計画中間見直しの方向性

コロナ禍等先行きが不透明な状況にありますが、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開し、子育てのかたちを選択できる社会の実現を目指していく姿勢に変わりはありません。

現状においては、就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしていることから、令和5・6年度の年度別需給計画を見直します。

令和7年度以降については、令和6年度に策定する「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中で検討していきます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画									
		中間見直し							
					第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画				
							見直し検討		

3 計画の策定方法

(1) 区民ニーズの把握

各事業の需要量見込みを算定する基礎資料とするため、「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査を実施し、就労状況や教育・保育サービスの利用状況、今後の利用意向などを把握しました。

調査期間

令和3年11月1日～令和3年11月15日

調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前 児童（0～6歳）の保護者	3,000件	郵送配付・郵送回収 またはWeb回答	1,788件	59.6%
区内に居住する小学生 児童の保護者	3,000件	郵送配付・郵送回収 またはWeb回答	1,909件	63.6%

(2) 「練馬区子ども・子育て会議」の開催

区は、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者（公募区民）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

※計画の中間見直しは、「練馬区子ども・子育て会議」の意見聴取を踏まえ、策定します。

(3) 区民意見反映制度（パブリックコメント）の実施

本計画の中間見直し（素案）を区役所の窓口などで公開し、区民の皆様からご意見をいただきました。

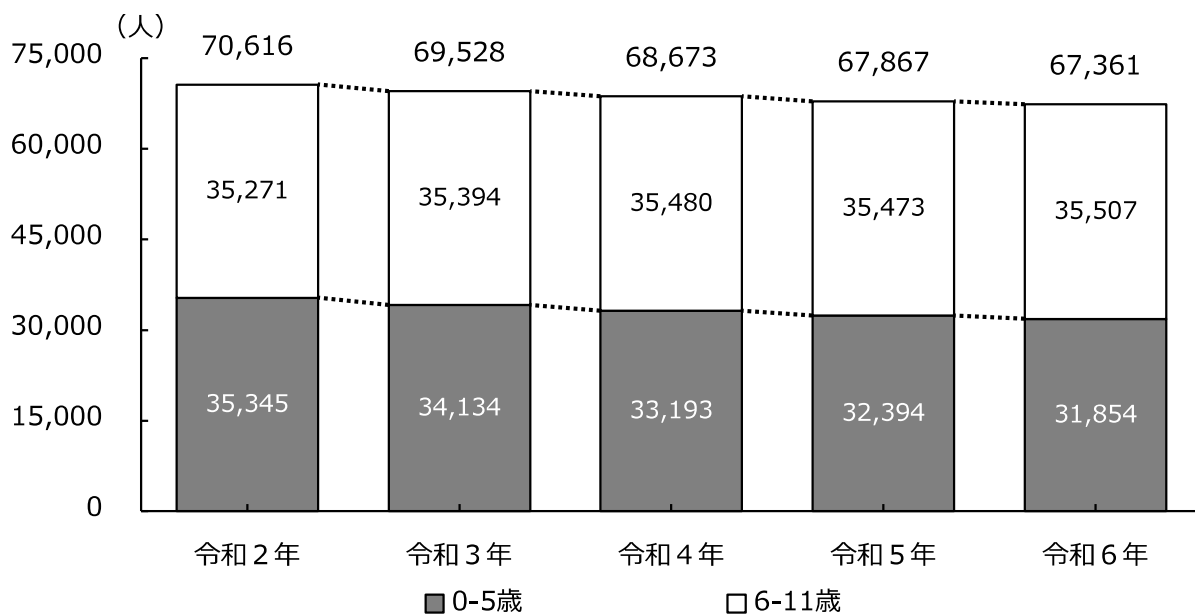
※区民意見反映制度については、実施後、結果をまとめ、掲載します。

第2章 区を取り巻く現状

1 最新の児童人口の推計

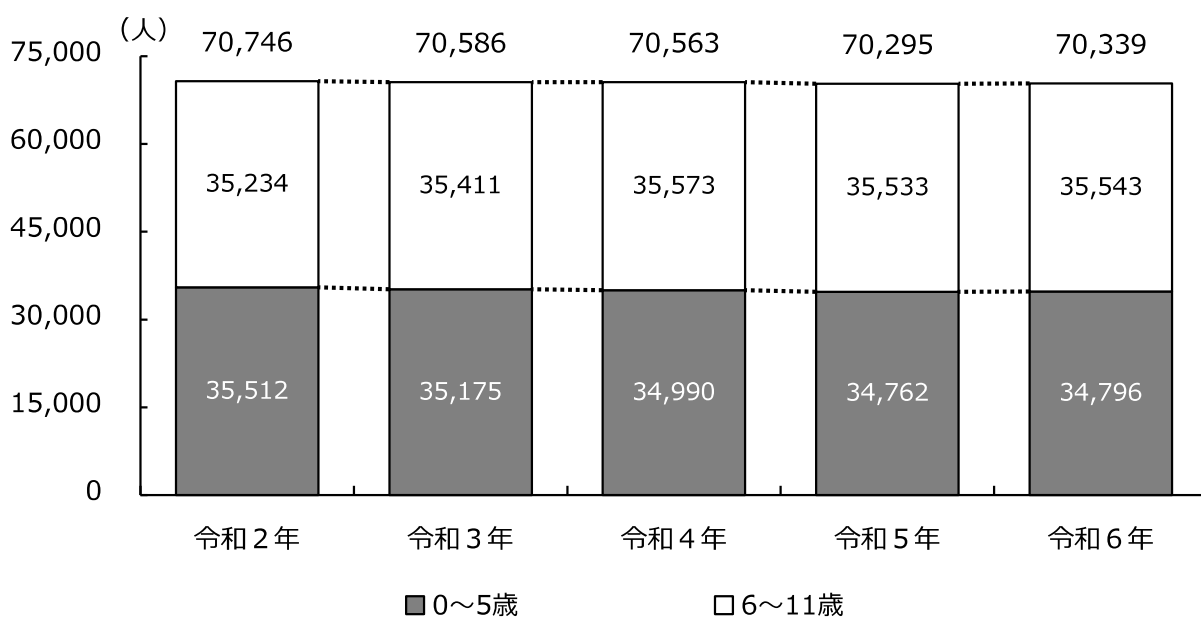
児童人口は近年一貫して減少しています。特に、0～5歳の就学前児童人口が減少傾向にあり、令和5年度以降も同様の傾向が続くことが見込まれます。

【見直し後の児童人口推計】



※令和4年度まで：実績値、令和5年度以降：推計値

【(参考) 見直し前の児童人口推計】



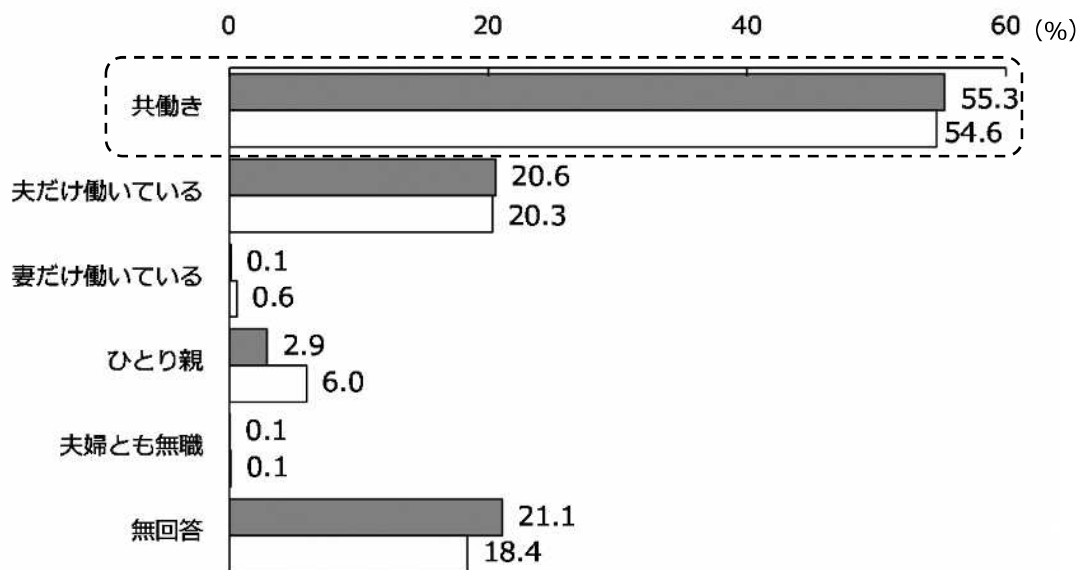
資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）各年4月1日現在を基にコーホート要因法により推計

2 子育て世帯の就労状況

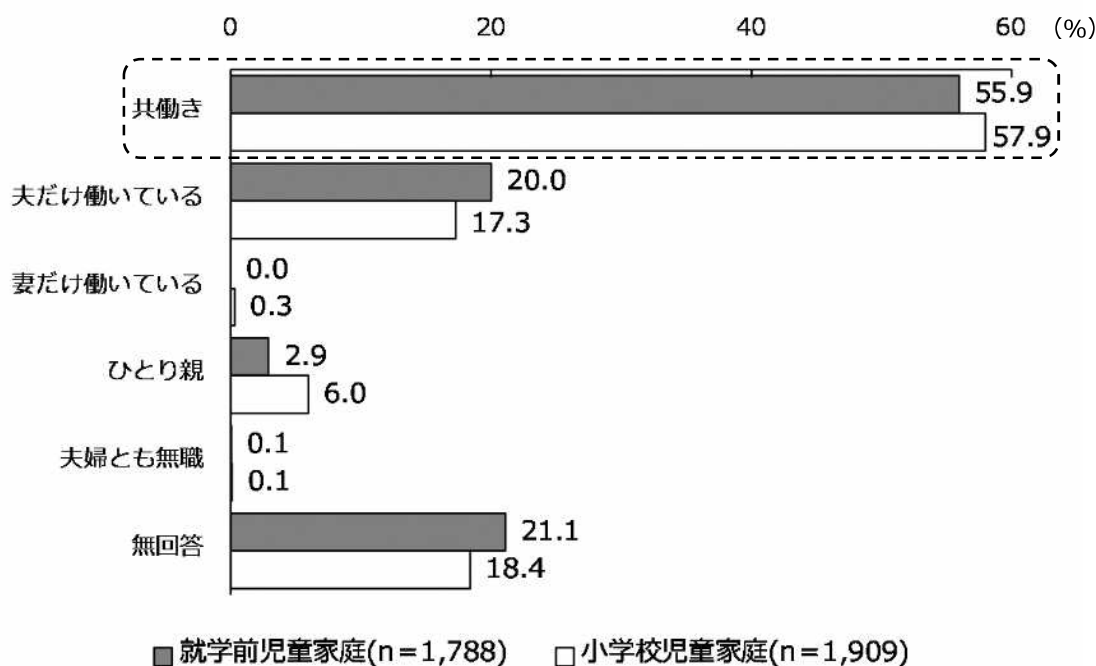
現在の就労状況は、共働きが就学前児童家庭では 55.3%、小学生児童家庭で 54.6% となっています。

将来の就労意向を反映した場合、就学前児童家庭・小学校児童家庭ともに、共働きの増加が見込まれます。

<現在の就労状況>



<将来の就労意向>

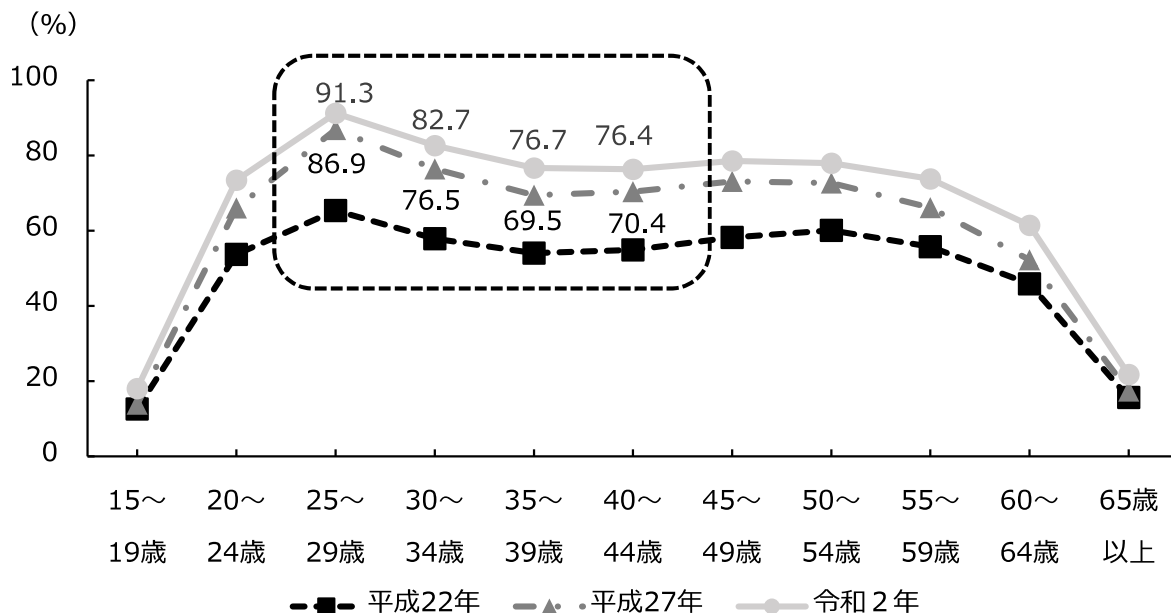


資料：「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けた
二一ズ調査報告書（令和4年3月）

3 女性の就労状況と教育・保育サービスの利用状況

(1) 女性の年齢別労働力率

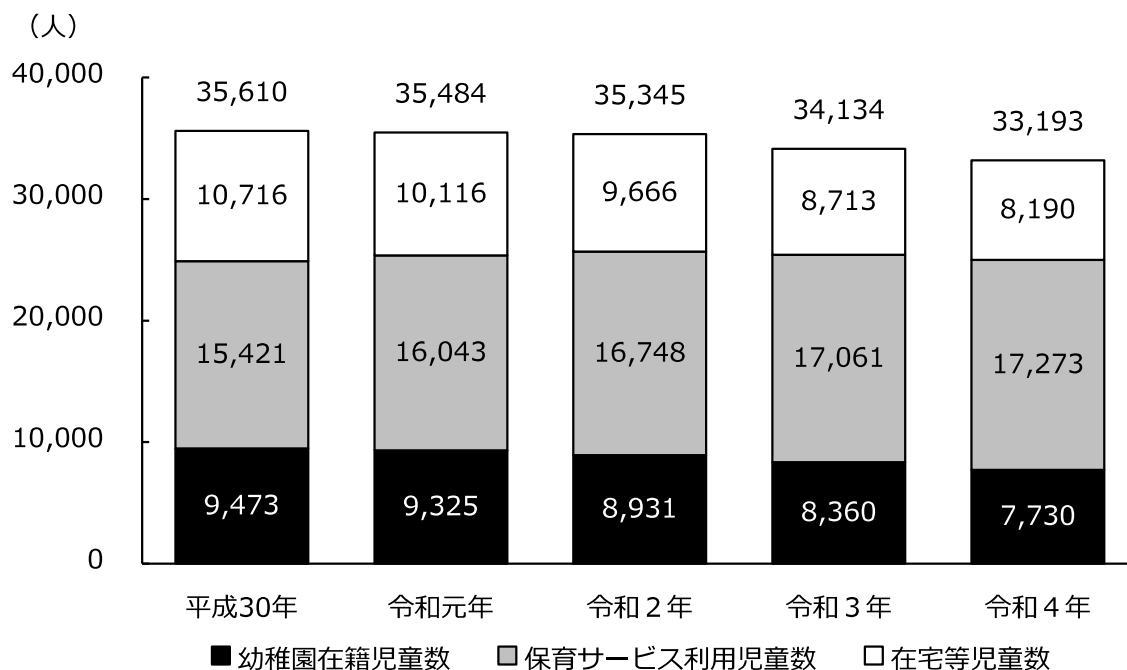
子育て期の女性（25～44歳）の労働力率は上昇し続けています。これまでは「M字カーブ」を描いていましたが、近年は台形に近づいています。



資料：国勢調査

(2) 教育・保育サービス利用児童数の推移

共働き家庭の増加に伴い、保育サービスを利用する児童の割合が増加しています。一方、幼稚園在籍児童および在宅等児童は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、練馬区勢概要等を基に作成

第3章 法定事業の年度別需給計画

1 子ども・子育て支援法の法定事業

子ども・子育て支援法では、区市町村の子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に係る年度別の需給計画を定めるものとされています。

なお、子ども・子育て支援法で規定されている法定事業は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育

教育・保育を提供する施設の種別は以下のとおりです。

教育・保育を提供する施設	
<input type="radio"/> 幼稚園	<input type="radio"/> 認定こども園（※1）
<input type="radio"/> 認可保育所	<input type="radio"/> 地域型保育事業（※2）

※1 認定こども園法等の国の基準に基づいて設置された教育と保育を一体的に行う施設

※2 以下の4種類があります。

- ・家庭的保育事業：保育士などの資格のある家庭的保育者（保育ママ）が、家庭的な雰囲気の自宅等で3～5人の子どもを保育します。
- ・小規模保育事業：定員19人までの子どもを保育する小規模な保育施設です。認可基準などが異なるA型・B型・C型の3種類があります。
- ・事業所内保育事業：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行います。
- ・居宅訪問型保育事業：利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を行います。

教育・保育は以下の区分に分けて整備を行います。

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか
1号認定	3～5歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合
2号認定	3～5歳	就学前の子どもで保育が必要な場合
3号認定	0歳	
	1、2歳	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 延長保育事業
- ② 病児・病後児保育事業
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ④ 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー）
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）
- ⑥ 一時預かり事業
- ⑦ ファミリーサポートセンター事業
- ⑧ 妊婦健康診査
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ⑩ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑪ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- ⑫ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

※年度別需給計画において、⑦ファミリーサポートセンター事業は、⑥一時預かり事業に含めています。

※⑩養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）で、支援が必要とされた世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

※⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

2 区域の設定

国の基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案して、事業ごとにサービスを提供する区域（教育・保育提供区域）を定める必要があるとされています。

区では、児童福祉を含む多くの福祉サービスが総合福祉事務所の区域を単位として実施されているため、本計画では4つの総合福祉事務所管轄区域を基本として、各事業の実態に応じた教育・保育提供区域を設定します。総合福祉事務所管轄単位の区域設定のイメージ図および事業ごとの教育・保育提供区域については以下のとおりです。



事業名		教育・保育提供区域
教育・保育		総合福祉事務所管轄単位（4区域） ※教育（1号認定）は、区全域（1区域）とします。
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業 病児・病後児保育事業 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー） 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）	総合福祉事務所管轄単位（4区域）
	幼稚園預かり保育 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 子育て短期支援事業（子どもショートステイ） 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	区全域（1区域）

3 年度別需給計画

今回実施した人口推計とニーズ調査結果、各事業の実績などを踏まえ、令和5・6年度の需要量見込みを再算定しました。再算定された需要量見込みを踏まえ、必要な供給量を確保していきます。

※ 表の見方

令和2年度から令和4年度は当初計画の数字です。令和5年度、令和6年度は上段が見直し後の数字、下段（ ）内が当初計画の数字です。

(1) 教育・保育

① 教育

<1号認定>

就学前の教育・保育のうち、主に幼稚園での教育（3～5歳）に関する事業です。需要量見込みは、共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりや就学前児童人口減少の影響により、当初計画値を下回ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	9,341	9,108	8,916	7,352 (8,850)	6,940 (8,909)
供給量（定員数）	人	10,822	10,822	10,822	10,562 (10,822)	10,562 (10,822)
過不足（供給量－需要量）	人	1,481	1,714	1,906	3,210 (1,972)	3,622 (1,913)

<幼稚園預かり保育>

保育が必要な在園児（3～5歳）を対象に、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間に、幼稚園で保育する事業です。

「長時間保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者の希望にこたえるため、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」を引き続き拡大します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	387,785	391,456	395,224	395,920 (398,051)	386,276 (401,355)
供給量（定員数）	人	548,761	553,261	557,761	640,859 (557,761)	642,224 (557,761)
過不足（供給量－需要量）	人	160,976	161,805	162,537	244,939 (159,710)	255,948 (156,406)

② 保育

就学前の教育・保育のうち、保育を必要とする子ども（0～5歳）に関する事業です。

需要量見込みは、共働き家庭の増加に伴い保育ニーズは高まっていますが、就学前児童人口は減少していることから、当面は横ばいで推移します。供給量（定員数）は、現在整備に着手している私立認可保育所が開園することで、令和6年度までの必要数が確保できます。

<3号認定（0歳）>

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,563	1,587	1,618	1,415 (1,636)	1,431 (1,640)
供給量（定員数）	人	1,626	1,677	1,720	1,704 (1,764)	1,710 (1,769)
認可保育所	人	1,278	1,329	1,377	1,413 (1,425)	1,419 (1,431)
地域型保育事業	人	216	216	211	163 (207)	163 (206)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	26 (17)	26 (17)
認証保育所等	人	115	115	115	102 (115)	102 (115)
過不足（供給量-需要量）	人	63	90	102	289 (128)	279 (129)

【計画目標（区域別）】

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	430	434	436	387 (439)	389 (441)
供給量（定員数）	人	457	460	463	454 (475)	454 (481)
認可保育所	人	342	345	351	345 (363)	345 (369)
地域型保育事業	人	79	79	76	72 (76)	72 (76)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	8 (7)	8 (7)
認証保育所等	人	29	29	29	29 (29)	29 (29)
過不足（供給量-需要量）	人	27	26	27	67 (36)	65 (40)

光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	476	493	511	435 (519)	446 (520)
供給量（定員数）	人	484	502	514	506 (525)	506 (525)
認可保育所	人	409	427	439	451 (451)	451 (451)
地域型保育事業	人	52	52	52	41 (51)	41 (51)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	1 (0)	1 (0)
認証保育所等	人	23	23	23	13 (23)	13 (23)
過不足（供給量-需要量）	人	8	9	3	71 (6)	60 (5)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	417	423	435	388 (446)	391 (449)
供給量（定員数）	人	433	451	467	465 (483)	471 (482)
認可保育所	人	334	352	370	391 (388)	397 (388)
地域型保育事業	人	62	62	60	27 (58)	27 (57)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	13 (7)	13 (7)
認証保育所等	人	30	30	30	34 (30)	34 (30)
過不足（供給量-需要量）	人	16	28	32	77 (37)	80 (33)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	240	237	236	205 (232)	205 (230)
供給量（定員数）	人	252	264	276	279 (281)	279 (281)
認可保育所	人	193	205	217	226 (223)	226 (223)
地域型保育事業	人	23	23	23	23 (22)	23 (22)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	3	3	3	4 (3)	4 (3)
認証保育所等	人	33	33	33	26 (33)	26 (33)
過不足（供給量-需要量）	人	12	27	40	74 (49)	74 (51)

<3号認定（1、2歳）>

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	6,517	6,732	6,983	6,730 (7,040)	6,890 (7,045)
供給量（定員数）	人	6,878	7,029	7,135	7,281 (7,303)	7,239 (7,338)
認可保育所	人	5,609	5,745	5,886	6,001 (6,062)	5,988 (6,084)
地域型保育事業	人	893	893	873	841 (865)	812 (863)
練馬こども園	人	10	10	10	20 (10)	20 (10)
企業主導型保育事業の地域枠	人	41	41	41	56 (41)	56 (41)
認証保育所等	人	325	340	325	363 (325)	363 (340)
過不足（供給量-需要量）	人	361	297	152	551 (263)	349 (293)

【計画目標（区域別）】

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,664	1,712	1,775	1,688 (1,785)	1,746 (1,790)
供給量（定員数）	人	1,832	1,828	1,821	1,880 (1,865)	1,868 (1,887)
認可保育所	人	1,367	1,363	1,372	1,407 (1,416)	1,407 (1,438)
地域型保育事業	人	359	359	343	339 (343)	327 (343)
練馬こども園	人	10	10	10	10 (10)	10 (10)
企業主導型保育事業の地域枠	人	11	11	11	14 (11)	14 (11)
認証保育所等	人	85	85	85	110 (85)	110 (85)
過不足（供給量-需要量）	人	168	116	46	192 (80)	122 (97)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,986	2,016	2,072	1,980 (2,073)	2,034 (2,075)
供給量（定員数）	人	2,037	2,103	2,147	2,132 (2,189)	2,132 (2,189)
認可保育所	人	1,741	1,807	1,851	1,877 (1,895)	1,877 (1,895)
地域型保育事業	人	225	225	225	203 (223)	203 (223)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	13 (7)	13 (7)
認証保育所等	人	64	64	64	39 (64)	39 (64)
過不足（供給量-需要量）	人	51	87	75	152 (116)	98 (114)

石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,865	1,925	1,994	1,944 (2,024)	2,005 (2,021)
供給量（定員数）	人	1,942	1,992	2,017	2,081 (2,079)	2,051 (2,092)
認可保育所	人	1,602	1,637	1,681	1,710 (1,747)	1,697 (1,747)
地域型保育事業	人	224	224	220	213 (216)	196 (214)
練馬こども園	人	0	0	0	10 (0)	10 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	20 (17)	20 (17)
認証保育所等	人	99	114	99	128 (99)	128 (114)
過不足（供給量-需要量）	人	77	67	23	137 (55)	46 (71)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,002	1,079	1,142	1,118 (1,158)	1,105 (1,159)
供給量（定員数）	人	1,067	1,106	1,150	1,188 (1,170)	1,188 (1,170)
認可保育所	人	899	938	982	1,007 (1,004)	1,007 (1,004)
地域型保育事業	人	85	85	85	86 (83)	86 (83)
練馬こども園	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
企業主導型保育事業の地域枠	人	6	6	6	9 (6)	9 (6)
認証保育所等	人	77	77	77	86 (77)	86 (77)
過不足（供給量-需要量）	人	65	27	8	70 (12)	83 (11)

<2号認定（3～5歳）>

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	9,600	9,692	9,806	10,267 (9,909)	10,134 (10,110)
供給量（定員数）	人	10,332	10,742	11,285	11,824 (11,631)	12,160 (11,781)
認可保育所	人	8,715	9,114	9,567	10,031 (9,913)	10,352 (10,063)
地域型保育事業	人	33	33	33	26 (33)	26 (33)
練馬こども園	人	1,419	1,509	1,599	1,689 (1,599)	1,704 (1,599)
企業主導型保育事業の地域枠	人	24	24	24	16 (24)	16 (24)
認証保育所等	人	141	62	62	62 (62)	62 (62)
過不足（供給量-需要量）	人	732	1,050	1,479	1,557 (1,722)	2,026 (1,671)

【計画目標（区域別）】

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	2,225	2,223	2,219	2,396 (2,264)	2,336 (2,332)
供給量（定員数）	人	2,548	2,607	2,678	2,730 (2,748)	2,810 (2,804)
認可保育所	人	2,199	2,249	2,320	2,402 (2,390)	2,467 (2,446)
地域型保育事業	人	20	20	20	18 (20)	18 (20)
練馬こども園	人	260	320	320	290 (320)	305 (320)
企業主導型保育事業の地域枠	人	1	1	1	2 (1)	2 (1)
認証保育所等	人	68	17	17	18 (17)	18 (17)
過不足（供給量-需要量）	人	323	384	459	334 (484)	474 (472)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	3,001	3,014	3,013	3,190 (3,044)	3,133 (3,064)
供給量（定員数）	人	3,234	3,360	3,485	3,654 (3,569)	3,713 (3,597)
認可保育所	人	2,839	2,965	3,090	3,162 (3,174)	3,221 (3,202)
地域型保育事業	人	11	11	11	2 (11)	2 (11)
練馬こども園	人	374	374	374	479 (374)	479 (374)
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
認証保育所等	人	10	10	10	11 (10)	11 (10)
過不足（供給量-需要量）	人	233	346	472	464 (525)	580 (533)

石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	2,839	2,913	2,980	2,995 (3,009)	2,944 (3,088)
供給量（定員数）	人	2,910	3,043	3,264	3,545 (3,400)	3,711 (3,452)
認可保育所	人	2,307	2,440	2,601	2,820 (2,737)	2,986 (2,789)
地域型保育事業	人	0	0	0	3 (0)	3 (0)
練馬こども園	人	550	550	610	675 (610)	675 (610)
企業主導型保育事業の地域枠	人	23	23	23	14 (23)	14 (23)
認証保育所等	人	30	30	30	33 (30)	33 (30)
過不足（供給量-需要量）	人	71	130	284	550 (391)	767 (364)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,535	1,542	1,594	1,686 (1,592)	1,721 (1,626)
供給量（定員数）	人	1,640	1,732	1,858	1,895 (1,914)	1,926 (1,928)
認可保育所	人	1,370	1,460	1,556	1,647 (1,612)	1,678 (1,626)
地域型保育事業	人	2	2	2	3 (2)	3 (2)
練馬こども園	人	235	265	295	245 (295)	245 (295)
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)
認証保育所等	人	33	5	5	0 (5)	0 (5)
過不足（供給量-需要量）	人	105	190	264	209 (322)	205 (302)

<2・3号認定（0～5歳）>

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	17,680	18,011	18,407	18,412 (18,585)	18,455 (18,795)
供給量（定員数）	人	18,836	19,448	20,140	20,809 (20,698)	21,109 (20,888)
認可保育所	人	15,602	16,188	16,830	17,445 (17,400)	17,759 (17,578)
地域型保育事業	人	1,142	1,142	1,117	1,030 (1,105)	1,001 (1,102)
練馬こども園	人	1,429	1,519	1,609	1,709 (1,609)	1,724 (1,609)
企業主導型保育事業の地域枠	人	82	82	82	98 (82)	98 (82)
認証保育所等	人	581	517	502	527 (502)	527 (517)
過不足（供給量-需要量）	人	1,156	1,437	1,733	2,397 (2,113)	2,654 (2,093)

【計画目標（区域別）】

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	4,319	4,369	4,430	4,471 (4,488)	4,471 (4,563)
供給量（定員数）	人	4,837	4,895	4,962	5,064 (5,088)	5,132 (5,172)
認可保育所	人	3,908	3,957	4,043	4,154 (4,169)	4,219 (4,253)
地域型保育事業	人	458	458	439	429 (439)	417 (439)
練馬こども園	人	270	330	330	300 (330)	315 (330)
企業主導型保育事業の地域枠	人	19	19	19	24 (19)	24 (19)
認証保育所等	人	182	131	131	157 (131)	157 (131)
過不足（供給量-需要量）	人	518	526	532	593 (600)	661 (609)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	5,463	5,523	5,596	5,605 (5,636)	5,613 (5,659)
供給量（定員数）	人	5,755	5,965	6,146	6,292 (6,283)	6,351 (6,311)
認可保育所	人	4,989	5,199	5,380	5,490 (5,520)	5,549 (5,548)
地域型保育事業	人	288	288	288	246 (285)	246 (285)
練馬こども園	人	374	374	374	479 (374)	479 (374)
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	14 (7)	14 (7)
認証保育所等	人	97	97	97	63 (97)	63 (97)
過不足（供給量-需要量）	人	292	442	550	687 (647)	738 (652)

石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	5,121	5,261	5,409	5,327 (5,479)	5,340 (5,558)
供給量（定員数）	人	5,285	5,486	5,748	6,091 (5,962)	6,233 (6,026)
認可保育所	人	4,243	4,429	4,652	4,921 (4,872)	5,080 (4,924)
地域型保育事業	人	286	286	280	243 (274)	226 (271)
練馬こども園	人	550	550	610	685 (610)	685 (610)
企業主導型保育事業の地域枠	人	47	47	47	47 (47)	47 (47)
認証保育所等	人	159	174	159	195 (159)	195 (174)
過不足（供給量-需要量）	人	164	225	339	764 (483)	893 (468)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	2,777	2,858	2,972	3,009 (2,982)	3,031 (3,015)
供給量（定員数）	人	2,959	3,102	3,284	3,362 (3,365)	3,393 (3,379)
認可保育所	人	2,462	2,603	2,755	2,880 (2,839)	2,911 (2,853)
地域型保育事業	人	110	110	110	112 (107)	112 (107)
練馬こども園	人	235	265	295	245 (295)	245 (295)
企業主導型保育事業の地域枠	人	9	9	9	13 (9)	13 (9)
認証保育所等	人	143	115	115	112 (115)	112 (115)
過不足（供給量-需要量）	人	182	244	312	353 (383)	362 (364)

(2) 地域子ども・子育て事業

① 延長保育事業

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常保育時間以外に子どもを保育します。

需要量見込みは、テレワークの普及などが背景にあると考えられることから、当初計画値を下回ります。供給量（定員数）は、現在整備に着手している私立認可保育所が開園することにより増加します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	6,442	6,383	6,350	5,810 (6,311)	5,727 (6,312)
供給量（定員数）	人	9,895	10,522	11,398	12,172 (12,217)	12,726 (12,629)
過不足（供給量－需要量）	人	3,453	4,139	5,048	6,362 (5,906)	6,999 (6,317)

【計画目標（区域別）】

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,495	1,494	1,496	1,243 (1,503)	1,231 (1,517)
供給量（定員数）	人	2,525	2,650	2,740	2,908 (2,866)	2,955 (2,950)
過不足（供給量－需要量）	人	1,030	1,156	1,244	1,665 (1,363)	1,724 (1,433)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,837	1,821	1,809	1,664 (1,810)	1,648 (1,809)
供給量（定員数）	人	2,759	3,040	3,323	3,442 (3,594)	3,612 (3,744)
過不足（供給量－需要量）	人	922	1,219	1,514	1,778 (1,784)	1,964 (1,935)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	2,252	2,228	2,212	1,732 (2,178)	1,701 (2,167)
供給量（定員数）	人	2,937	3,060	3,411	3,504 (3,631)	3,808 (3,795)
過不足（供給量－需要量）	人	685	832	1,199	1,772 (1,453)	2,107 (1,628)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	858	840	833	1,171 (820)	1,147 (819)
供給量（定員数）	人	1,674	1,772	1,924	2,318 (2,126)	2,351 (2,140)
過不足（供給量－需要量）	人	816	932	1,091	1,147 (1,306)	1,204 (1,321)

② 病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもを、病気の回復期で集団保育の難しい期間や、病気の回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に一時的に保育します。

需要量見込みは、子の看護休暇を取得しやすくなったことが背景にあると考えられることから、当初計画値を下回ります。供給量（定員数）は、現在の各施設の定員数を維持していきます。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	14,739	14,617	14,546	13,905 (14,466)	13,717 (14,490)
供給量（定員数）	人	16,640	16,640	16,640	17,420 (16,640)	17,420 (16,640)
過不足（供給量－需要量）	人	1,901	2,023	2,094	3,515 (2,174)	3,703 (2,150)

【計画目標（区域別）】

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	3,687	3,683	3,687	3,374 (3,701)	3,340 (3,738)
供給量（定員数）	人	4,160	4,160	4,160	4,420 (4,160)	4,420 (4,160)
過不足（供給量－需要量）	人	473	477	473	1,046 (459)	1,080 (422)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	4,640	4,601	4,575	4,631 (4,577)	4,587 (4,580)
供給量（定員数）	人	5,200	5,200	5,200	5,720 (5,200)	5,720 (5,200)
過不足（供給量－需要量）	人	560	599	625	1,089 (623)	1,133 (620)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	4,784	4,740	4,703	4,155 (4,633)	4,082 (4,619)
供給量（定員数）	人	4,940	4,940	4,940	4,940 (4,940)	4,940 (4,940)
過不足（供給量－需要量）	人	156	200	237	785 (307)	858 (321)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,628	1,593	1,581	1,745 (1,555)	1,708 (1,553)
供給量（定員数）	人	2,340	2,340	2,340	2,340 (2,340)	2,340 (2,340)
過不足（供給量－需要量）	人	712	747	759	595 (785)	632 (787)

③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。新規開設保育所や認可外保育施設、委託運営の区立保育所を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	14	17	17	26 (17)	26 (17)
供給量（定員数）	人	14	17	17	26 (17)	26 (17)
過不足（供給量－需要量）	人	0	0	0	0 (0)	0 (0)

④ 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー）

子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じてほかの専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を設置します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	か所	12	12	12	12 (12)	12 (12)
妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7 (7)	7 (7)
すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5 (5)	5 (5)
供給量（実施か所数）	か所	12	12	12	12 (12)	12 (12)
妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7 (7)	7 (7)
すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5 (5)	5 (5)
過不足（供給量－需要量）	か所	0	0	0	0 (0)	0 (0)

【計画目標（区域別）】

練馬		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	か所		4	4	4	4 (4)	4 (4)
妊娠・子育て相談員	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
供給量（実施か所数）	か所		4	4	4	4 (4)	4 (4)
妊娠・子育て相談員	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
過不足（供給量－需要量）	か所		0	0	0	0 (0)	0 (0)
光が丘		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	か所		3	3	3	3 (3)	3 (3)
妊娠・子育て相談員	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所		1	1	1	1 (1)	1 (1)
供給量（実施か所数）	か所		3	3	3	3 (3)	3 (3)
妊娠・子育て相談員	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所		1	1	1	1 (1)	1 (1)
過不足（供給量－需要量）	か所		0	0	0	0 (0)	0 (0)
石神井		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	か所		3	3	3	3 (3)	3 (3)
妊娠・子育て相談員	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所		1	1	1	1 (1)	1 (1)
供給量（実施か所数）	か所		3	3	3	3 (3)	3 (3)
妊娠・子育て相談員	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
すくすくアドバイザー	か所		1	1	1	1 (1)	1 (1)
過不足（供給量－需要量）	か所		0	0	0	0 (0)	0 (0)
大泉		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
妊娠・子育て相談員	か所		1	1	1	1 (1)	1 (1)
すくすくアドバイザー	か所		1	1	1	1 (1)	1 (1)
供給量（実施か所数）	か所		2	2	2	2 (2)	2 (2)
妊娠・子育て相談員	か所		1	1	1	1 (1)	1 (1)
すくすくアドバイザー	か所		1	1	1	1 (1)	1 (1)
過不足（供給量－需要量）	か所		0	0	0	0 (0)	0 (0)

⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）

0～3歳の乳幼児とその保護者などのための遊び場です。生活や遊びなどの子育て相談にも対応しています。

需要量見込みは、共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりや就学前児童人口の減少により在宅等児童数が減少していることから、当初計画値を下回ります。供給量（実施か所数）は、令和元年度に1か所、令和2年度に1か所、令和3年度に1か所閉室する施設があったことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和3年度の開設を延期したことで、当初計画を下回ります（令和3年度末の実施か所数の実績は26施設）。引き続き、増設に取り組みます。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	304,640	305,884	308,492	259,781 (306,263)	261,440 (304,660)
供給量（実施か所数）	か所	28	29	30	27 (30)	28 (30)

【計画目標（区域別）】

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	56,597	57,713	59,022	49,702 (59,127)	50,020 (59,299)
供給量（実施か所数）	か所	6	6	7	5 (7)	5 (7)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	90,112	90,264	91,021	76,649 (90,530)	77,138 (90,056)
供給量（実施か所数）	か所	7	8	8	7 (8)	8 (8)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	97,612	96,745	96,910	81,608 (95,858)	82,129 (95,331)
供給量（実施か所数）	か所	8	8	8	8 (8)	8 (8)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	60,319	61,162	61,539	51,822 (60,748)	52,153 (59,974)
供給量（実施か所数）	か所	7	7	7	7 (7)	7 (7)

- ⑥ 一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）
 保護者がリフレッシュしたい時など理由を問わず利用できる一時預かり事業です。
 地域子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、保健相談所の部屋を
 活用したファミサポホーム等でお預かりします。
- 需要量見込みは、在宅子育て家庭からの利用ニーズが高まっている一方で、共働
 き家庭の増加による保育ニーズの高まりや就学前児童人口の減少により在宅等児童
 数が減少していることから、当初計画値を下回ります。供給量（定員数）は、現在の
 各施設の定員数を維持していきます。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	91,341	91,572	92,622	84,704 (92,114)	85,149 (92,014)
供給量（定員数）	人日	115,372	115,372	115,372	114,220 (115,372)	114,220 (115,372)
過不足（供給量－需要量）	人日	24,031	23,800	22,750	29,516 (23,258)	29,071 (23,358)

【計画目標（区域別）】

練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	29,783	29,879	30,390	27,792 (30,505)	27,938 (30,724)
供給量（定員数）	人日	36,280	36,280	36,280	35,816 (36,280)	35,816 (36,280)
過不足（供給量－需要量）	人日	6,497	6,401	5,890	8,024 (5,775)	7,878 (5,556)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	22,883	23,068	23,455	21,450 (23,288)	21,563 (23,125)
供給量（定員数）	人日	30,056	30,056	30,056	29,574 (30,056)	29,574 (30,056)
過不足（供給量－需要量）	人日	7,173	6,988	6,601	8,124 (6,768)	8,011 (6,931)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	17,981	17,825	17,883	16,354 (17,719)	16,440 (17,729)
供給量（定員数）	人日	24,390	24,390	24,390	24,150 (24,390)	24,150 (24,390)
過不足（供給量－需要量）	人日	6,409	6,565	6,507	7,796 (6,671)	7,710 (6,661)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	20,694	20,800	20,894	19,108 (20,602)	19,208 (20,436)
供給量（定員数）	人日	24,646	24,646	24,646	24,680 (24,646)	24,680 (24,646)
過不足（供給量－需要量）	人日	3,952	3,846	3,752	5,572 (4,044)	5,472 (4,210)

⑦ 妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、費用の一部を公費負担します。

需要量見込みは、就学前児童人口減少の影響により、当初計画値を下回ります。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	5,896	5,852	5,830	5,187 (5,802)	5,156 (5,778)
	回	65,856	65,366	65,122	57,943 (64,810)	57,598 (64,543)
供給量	—	○実施場所 ・都内契約医療機関等 ○検査項目 ・体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数および実施時期 ・14回、妊娠週数に応じて実施				

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

出生通知票をもとに、生後4か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母親の体調や育児相談、子育てサービスの情報提供を行います。

需要量見込みは、就学前児童人口減少の影響により、当初計画値を下回ります。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	5,468	5,447	5,460	4,946 (5,479)	4,916 (5,485)
供給量	—	○実施体制 ・配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ・上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数 ・年間約110家庭に対し1名の割合で配置				

⑨ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設等で短期間一時保育します。

需要量見込みは、要支援家庭の利用が全体の8割と高く微増傾向にあることから、当初計画値を上回ります。供給量（定員数）は、現在の各施設等の定員数を維持していきます。

※令和3年1月から登録家庭による子どもショートステイ事業を開始

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	2,157	2,143	2,121	2,288 (2,106)	2,403 (2,111)
供給量（定員数）	人日	4,380	4,380	4,380	9,490 (4,380)	9,490 (4,380)
過不足（供給量－需要量）	人日	2,223	2,237	2,259	7,202 (2,274)	7,087 (2,269)

⑩ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等に保育を必要とする児童を預かる事業です。

需要量見込みは、共働き家庭増加による保育ニーズの高まりにより、増加傾向にあります。供給量（定員数）は、引き続き、ねりっこクラブを推進することにより、増加していきます。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	6,027	6,584	7,162	7,217 (7,540)	7,517 (7,672)
低学年	人	6,027	6,584	7,162	7,217 (7,540)	7,517 (7,672)
高学年	人	790	762	773	587 (788)	595 (802)
供給量（受入枠）	人	6,106	7,038	7,466	8,530 (8,205)	8,912 (8,715)
過不足（供給量－需要量）	人	79	454	304	1,313 (665)	1,395 (1,043)

【計画目標（区域別）】

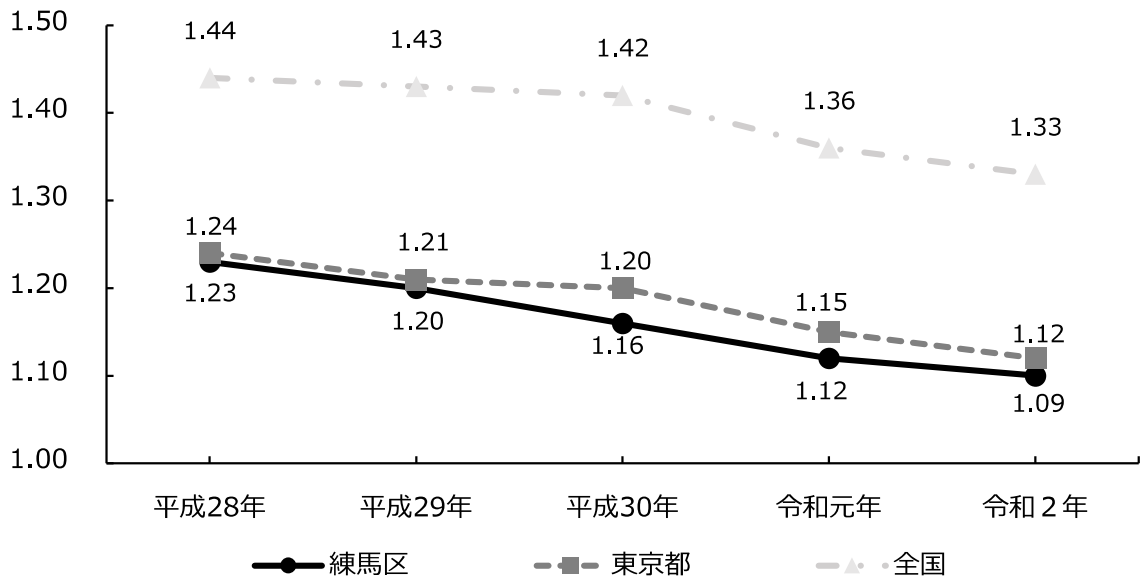
練馬	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,349	1,487	1,628	1,623 (1,704)	1,666 (1,736)
低学年	人	1,349	1,487	1,628	1,623 (1,704)	1,666 (1,736)
高学年	人	196	188	197	96 (205)	100 (210)
供給量（受入枠）	人	1,331	1,571	1,686	2,060 (1,776)	2,071 (1,956)
過不足（供給量－需要量）	人	△18	84	58	437 (72)	405 (220)
光が丘	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,750	1,918	2,131	2,013 (2,203)	2,121 (2,248)
低学年	人	1,750	1,918	2,131	2,013 (2,203)	2,121 (2,248)
高学年	人	196	192	188	176 (201)	178 (206)
供給量（受入枠）	人	1,891	2,043	2,171	2,453 (2,311)	2,524 (2,401)
過不足（供給量－需要量）	人	141	125	40	440 (108)	403 (153)
石神井	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,844	2,000	2,149	2,235 (2,335)	2,373 (2,396)
低学年	人	1,844	2,000	2,149	2,235 (2,335)	2,373 (2,396)
高学年	人	196	191	198	239 (190)	241 (196)
供給量（受入枠）	人	1,783	2,113	2,193	2,486 (2,533)	2,666 (2,683)
過不足（供給量－需要量）	人	△61	113	44	251 (198)	293 (287)
大泉	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	1,084	1,179	1,254	1,346 (1,298)	1,357 (1,292)
低学年	人	1,084	1,179	1,254	1,346 (1,298)	1,357 (1,292)
高学年	人	202	191	190	76 (192)	76 (190)
供給量（受入枠）	人	1,101	1,311	1,416	1,531 (1,585)	1,651 (1,675)
過不足（供給量－需要量）	人	17	132	162	185 (287)	294 (383)

1 練馬区の現状

(1) 出生率の推移

① 練馬区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

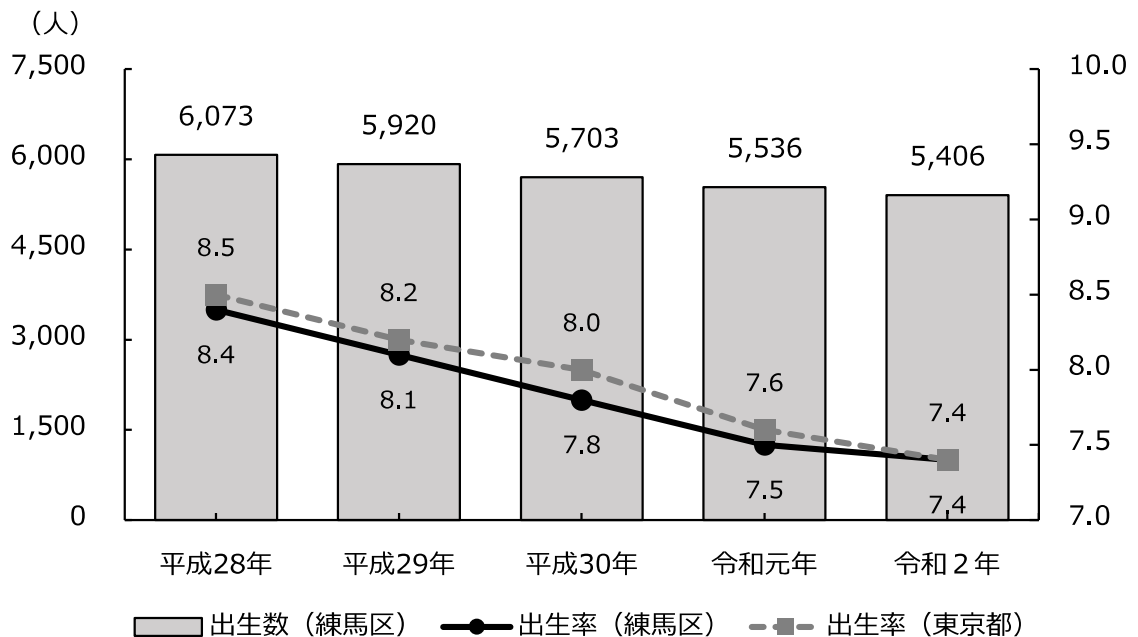
練馬区の合計特殊出生率は平成28年に東京都を下回り、その後は低下傾向が続いています。



資料：人口動態統計

② 出生数および出生率（人口千対）の推移

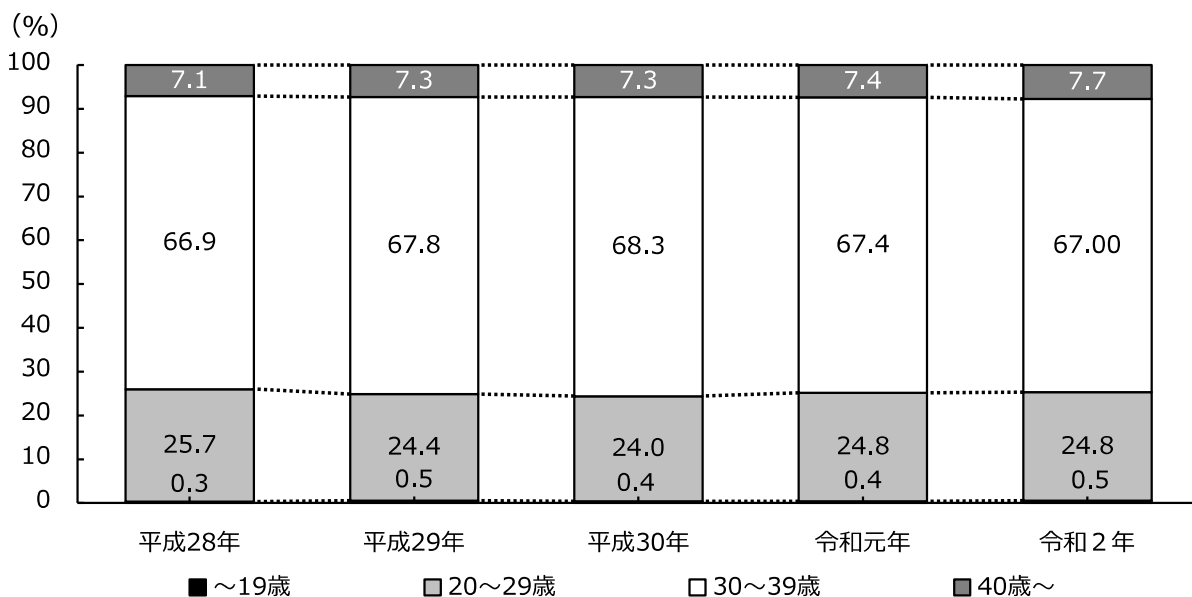
練馬区の出生数は、減少傾向が続いています。



資料：人口動態統計

③ 母親の出産年齢

40歳代以降に出産した女性は増加しています。また、30歳代で出産した女性は近年減少傾向にあり、そのほかの年代で出産した女性は横ばいで推移しています。

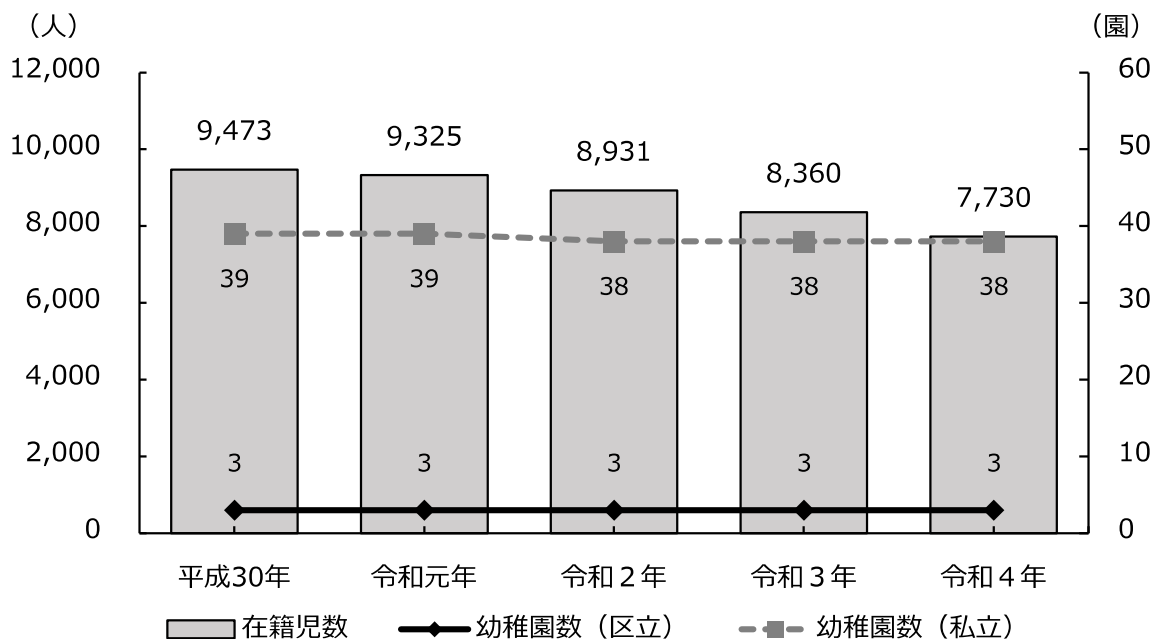


資料：人口動態統計

(2) 子育て支援サービスの状況

① 幼稚園の状況

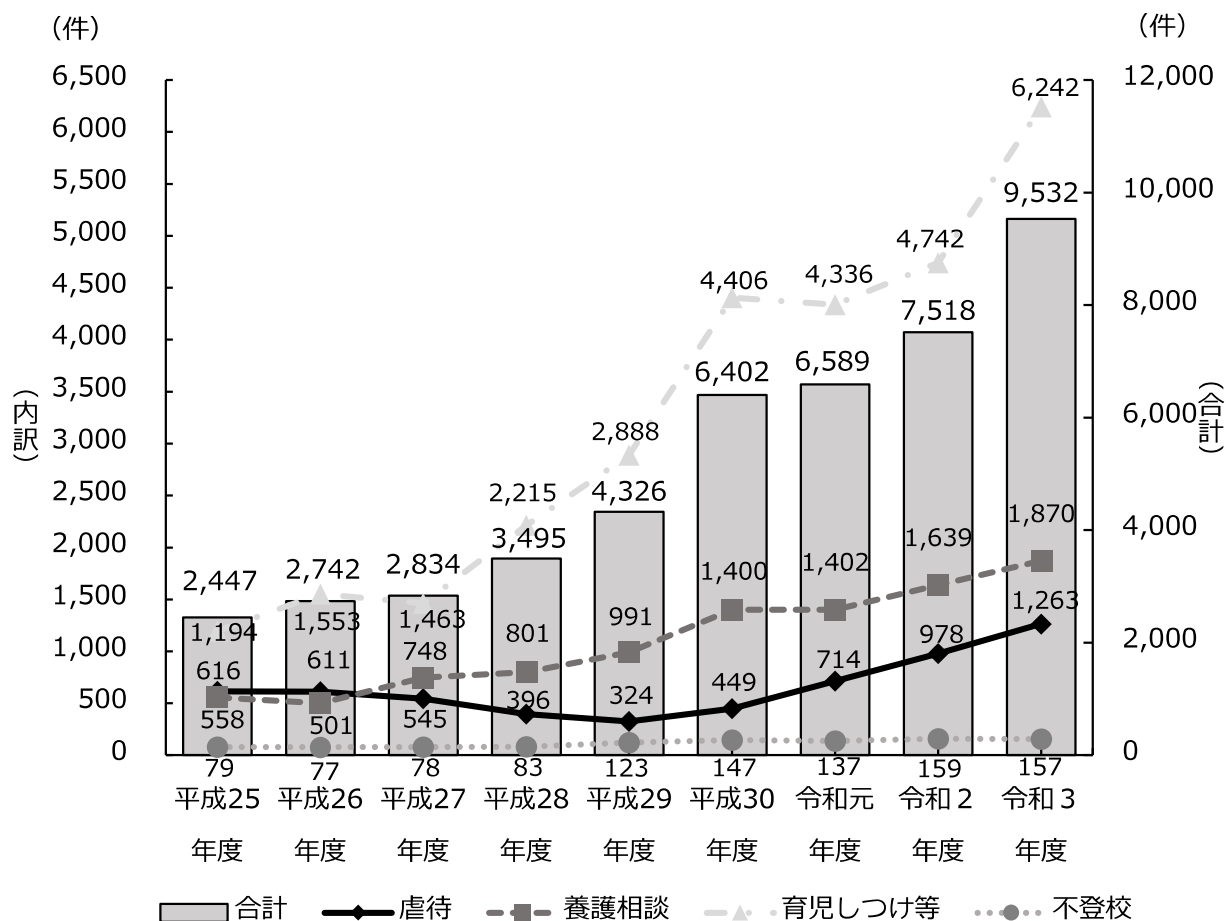
幼稚園数は現在41園（区立3園、私立38園（幼稚園型認定こども園を含む））あり、在籍児数は減少傾向にあります。



資料：練馬区勢概要、在籍児数は各年5月1日現在

② 子どもと家庭の総合相談件数の推移

相談件数は増加傾向にあり、特に育児しつけ等や養護相談に関する件数が多いです。



資料：練馬区勢概要

③ 子育てのひろばの利用状況

子育てのひろば（ぴよぴよ）、民設子育てのひろばともに、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の延べ利用人数は大きく減少しましたが、令和3年度は回復傾向にあります。

	子育てのひろば（ぴよぴよ）		民設子育てのひろば	
	か所数	延べ利用人数	か所数	延べ利用人数
平成29年度	11か所	208,257人	14か所	56,152人
平成30年度	11か所	210,089人	15か所	77,365人
令和元年度	11か所	186,651人	16か所	80,814人
令和2年度	11か所	111,391人	16か所	46,889人
令和3年度	11か所	143,257人	15か所	54,997人

資料：練馬区勢概要、練馬区統計書

④ 多様な保育サービスの利用状況

病児・病後児保育、保育園一時預かり、乳幼児一時預かりは、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の延べ利用人数は大きく減少しましたが、令和3年度は回復傾向にあります。

単位：延べ人日

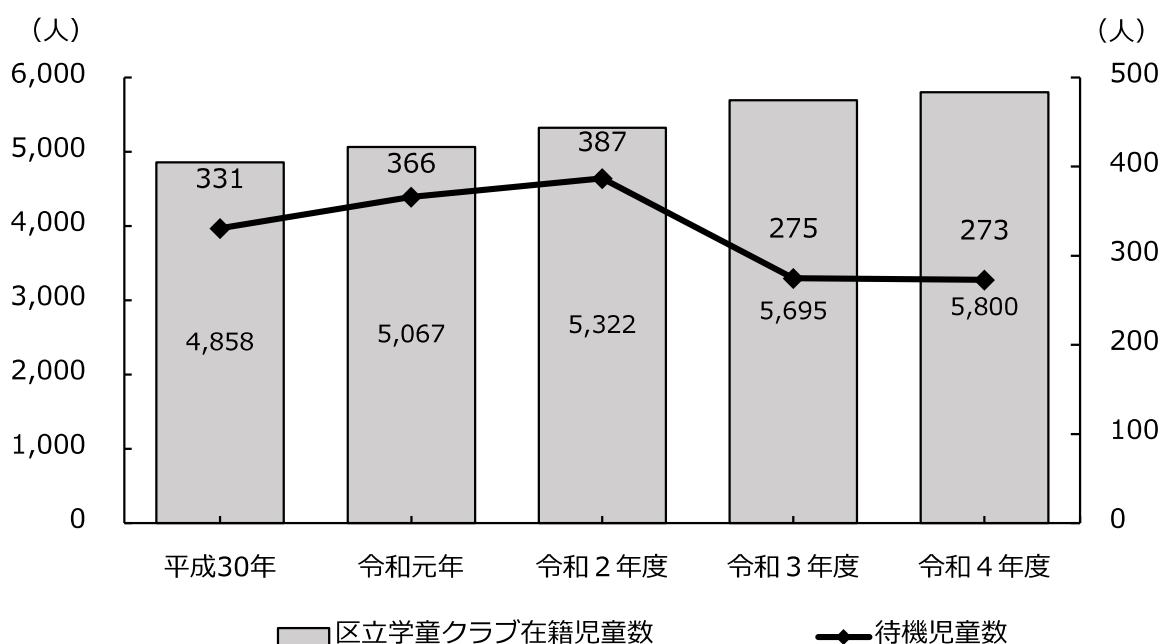
	年末保育	病児・病後児保育	休日保育	保育園一時預かり
平成29年度	230	7,651	2,091	10,389
平成30年度	116	7,403	2,169	8,044
令和元年度	87	8,046	2,614	6,618
令和2年度	246	2,348	2,380	2,818
令和3年度	170	6,813	2,893	3,085

	乳幼児一時預かり	短期特例保育	子どもショートステイ (宿泊型一時預かり)	子どもトワイライトステイ (夜間一時預かり)
平成29年度	29,982	2,579	1,074	1,390
平成30年度	31,874	2,224	1,451	1,095
令和元年度	31,033	1,951	1,515	790
令和2年度	20,863	1,350	1,646	448
令和3年度	32,475	1,099	1,883	414

資料：練馬区勢概要

⑤ 区立学童クラブの在籍・待機児童数の推移

在籍児童数は増加傾向にあり、待機児童数は近年減少しています。

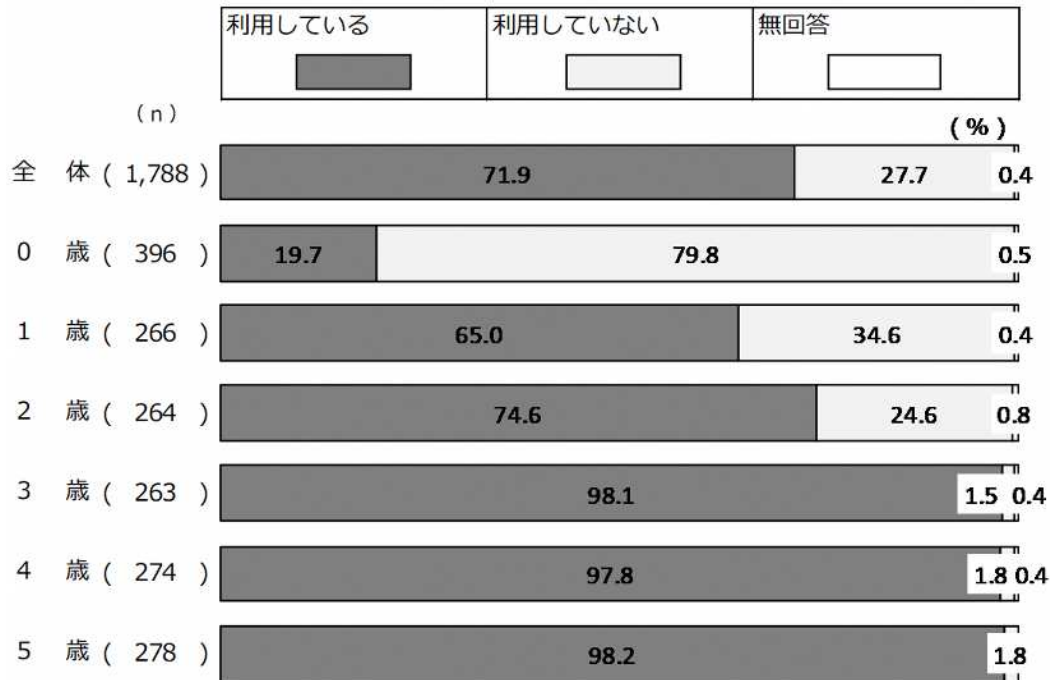


資料：こども家庭部子育て支援課（各年4月1日現在）

2 ニーズ調査の結果概要（令和4年3月）

（1）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

年齢が上がるにつれて「利用している」が多くなる傾向があり、3歳以上では100%近くになっています。



全ての年齢で「認可保育所」が最も多くなっています。また、3歳～5歳では「幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）」が3割以上となっています。

単位：%

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	1,285	22.9	8.9	1.2	60.9	3.0	0.4	0.3	0.1	2.2	0.5	0.2	0.1	0.1	0.2	1.3	0.9	0.9
0歳	78	-	1.3	-	80.8	5.1	-	-	1.3	6.4	3.8	1.3	-	-	1.3	-	-	-
1歳	173	1.2	-	-	76.3	10.4	0.6	1.2	-	6.9	1.7	-	-	0.6	-	-	1.2	0.6
2歳	197	6.1	0.5	1.5	77.2	8.1	2.0	0.5	-	1.5	0.5	-	-	-	-	1.0	2.0	0.5
3歳	258	33.7	15.1	1.2	51.9	-	-	0.4	-	0.8	-	-	-	-	-	1.2	0.4	-
4歳	268	35.1	11.6	1.5	51.1	0.4	-	-	-	1.1	-	0.4	0.4	-	0.7	2.6	0.7	1.9
5歳	273	31.9	13.9	1.5	53.1	-	-	-	-	0.4	-	0.4	-	-	-	1.5	0.7	1.8

(2) 教育・保育事業の利用意向

① 就学前の教育・保育事業

全ての年齢で「延長保育のある認可保育所」の希望が高く、3～5歳では次いで「幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育」および「幼稚園」の希望が高い傾向にあります。

単位：％

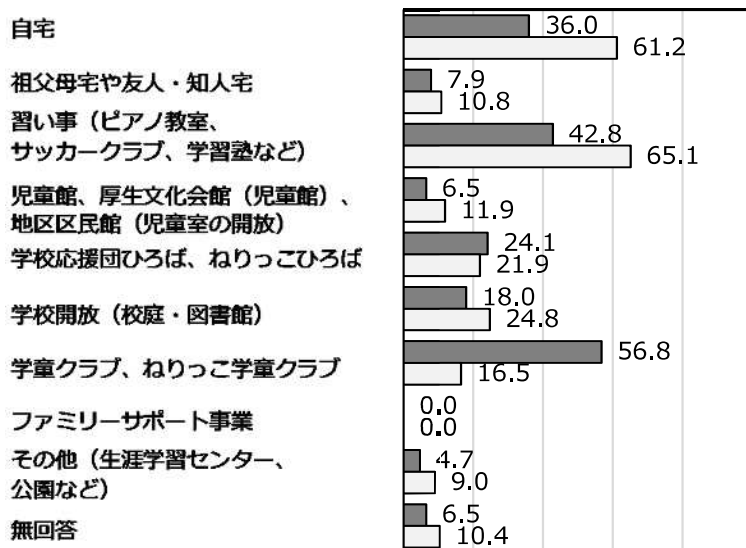
	合計	幼稚園 (通常の就園時間の利用のみ)	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を利用した定期利用保育 (1歳児1年保育)	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
0歳	396	2.0	8.3	6.1	38.9	14.4	8.3	2.3	0.3	0.8	8.3	1.0	5.3	1.5	3.5	8.8	0.3	0.8	16.9	31.3
1歳	266	3.0	11.7	6.8	40.6	8.3	6.8	1.9	1.1	1.1	5.6	0.8	4.5	0.4	2.3	4.1	-	0.4	6.8	42.9
2歳	264	5.3	12.5	5.7	35.6	13.3	6.4	1.5	0.4	0.4	4.9	-	1.5	-	1.9	2.7	-	1.1	3.0	47.7
3歳	263	24.0	33.8	11.8	35.0	8.7	0.4	0.4	-	-	2.3	-	2.3	-	0.4	3.4	0.8	0.4	1.1	33.8
4歳	274	20.8	27.7	14.2	37.2	10.9	0.4	0.4	-	0.4	2.6	0.7	1.5	-	0.4	2.2	1.1	-	0.7	35.0
5歳	278	27.0	38.8	20.1	43.9	16.5	-	0.4	0.4	-	4.7	2.2	1.8	-	-	5.4	2.2	0.4	0.7	18.7

② 小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方の希望については、習い事や自宅のほか、低学年は「学校応援団ひろば、ねりっこひろば」、「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」の割合が高いです。

<就学前児童家庭の回答(5歳児)>

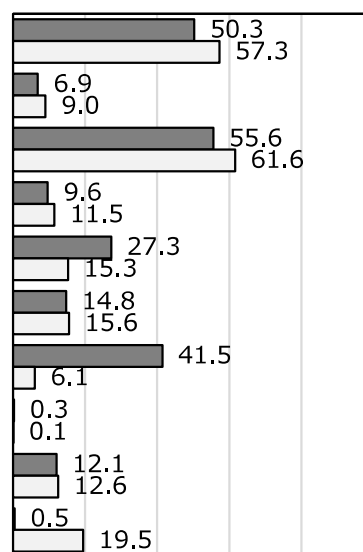
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 低学年(1~3年) (n=278)
□ 高学年(4~6年) (n=278)

<小学生児童家庭の回答>

0% 20% 40% 60% 80% 100%

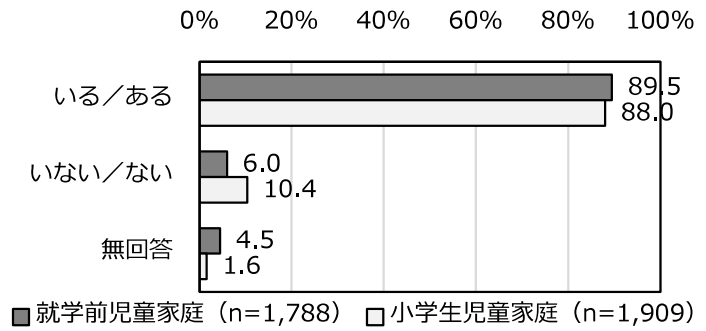


■ 低学年(1~3年) (n=957)
□ 高学年(4~6年) (n=1,909)

(3) 子育て全般について

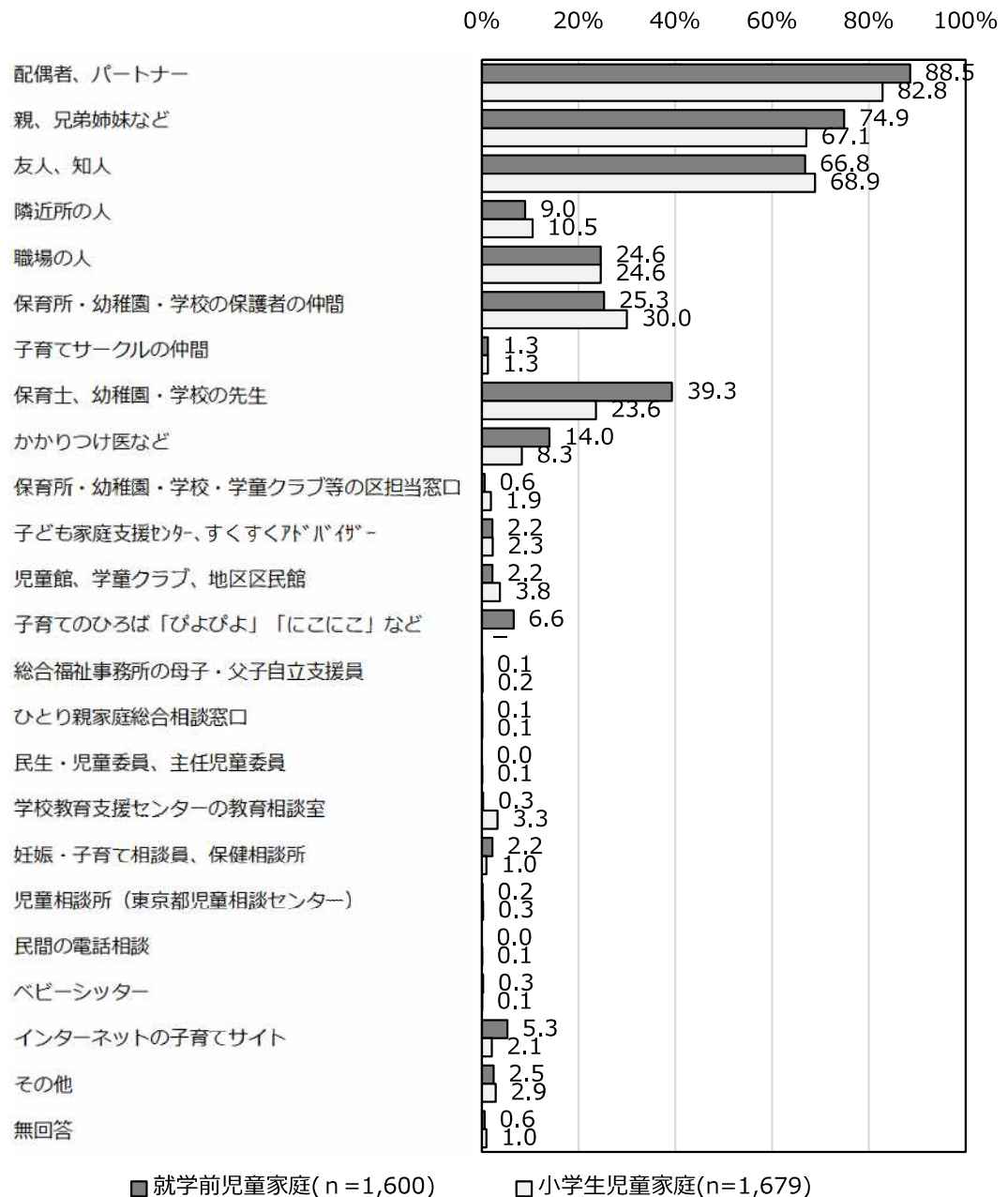
① 気軽に相談できる人はいるか、場所はあるか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「いる/ある」の割合が9割弱となっています。



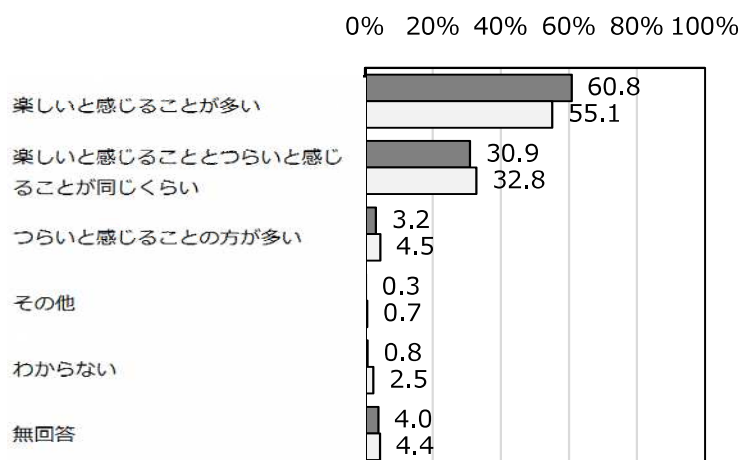
② 相談者がいる人の相談先

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで「親、兄弟姉妹など」「友人・知人」が多くなっています。



③ 子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うか

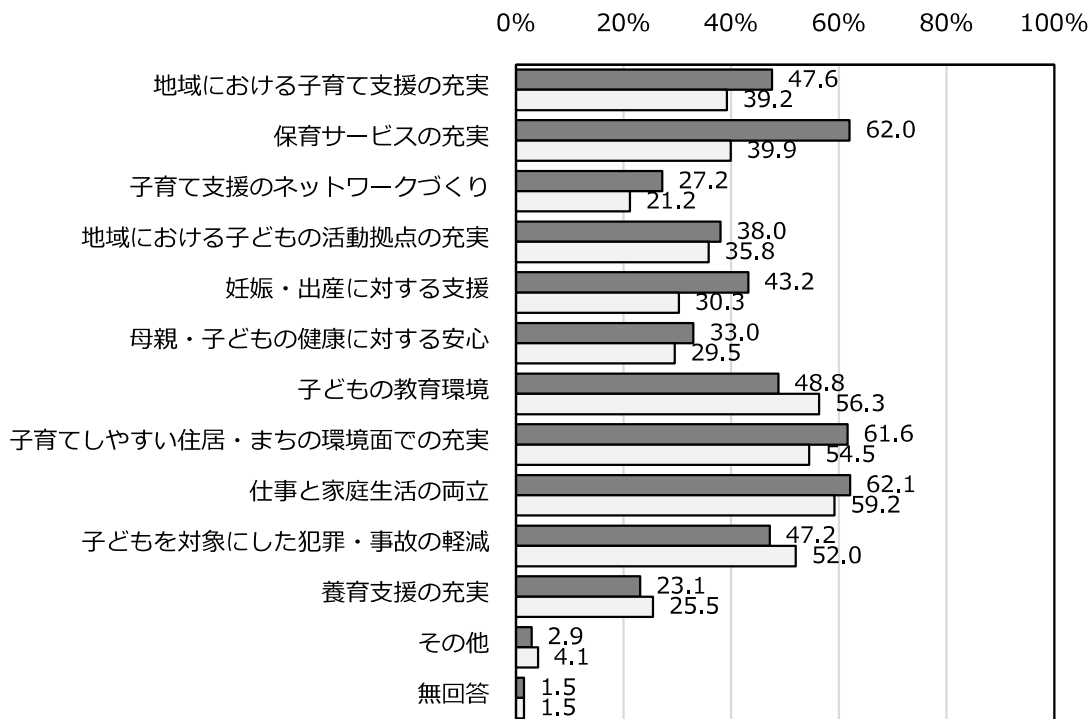
就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「楽しいと感じることが多い」が最も多くなっています。一方で、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多いい」を合わせた割合が3割を超えています。



■ 就学前児童家庭 (n=1,788) □ 小学生児童家庭 (n=1,909)

④ 子育てをする中でどのような支援・対策が有効か

子育てをする中で「楽しいと感じることが多い」と回答した家庭に、どのような支援・対策が有効と感じているか聞いたところ、就学前児童家庭・小学生児童家庭ともに「仕事と家庭生活の両立」が最も多くなっています。

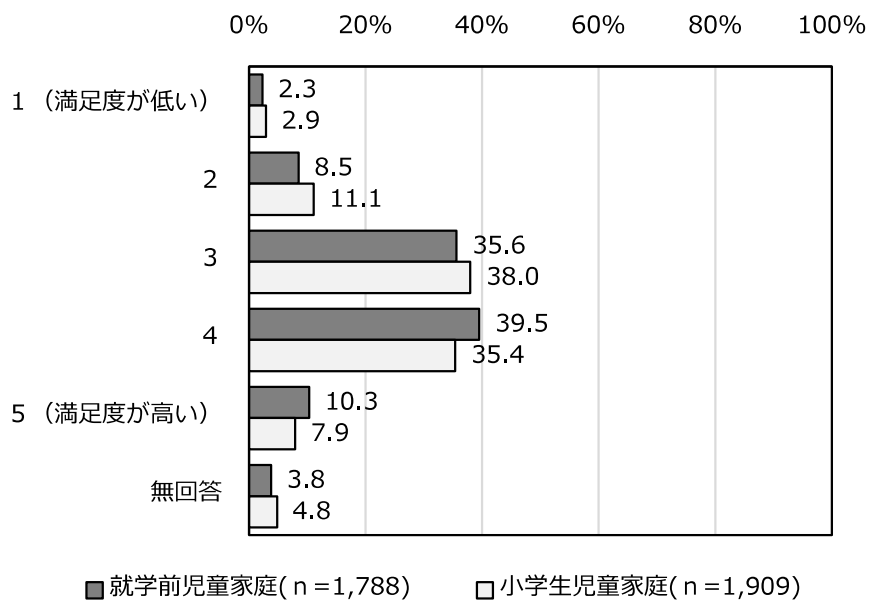


■ 就学前児童家庭 (n=1,087)

□ 小学生児童家庭 (n=1,051)

⑤ 子育ての満足度

練馬区における子育ての環境や支援への満足度について、満足度が高い「5」「4」を合わせた割合は、就学前児童家庭で 49.8%、小学生児童家庭で 43.3%となっています。



3 その他

(1) 令和3・4年度 練馬区子ども・子育て会議委員名簿（あいうえお順、敬称略）

① 子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者（公募区民）

No.	氏名	選出区分
1	熊谷 香苗	公募
2	斎藤 健二	公募
3	仙波 愛優佳	公募
4	檜垣 真衣	公募
5	吉田 威朗	公募

② 事業主を代表する者

No.	氏名	選出区分
1	小池 道子	東京商工会議所練馬支部
2	鈴木 健之	練馬産業連合会

③ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

No.	氏名	選出区分
1	梅澤 めぐみ	民設学童保育運営者 りっこう学童クラブ
2	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会 向南幼稚園
3	土田 秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会 錦華学院
4	戸田 了達	練馬区私立保育園協会 妙福寺保育園
5	森山 瑞江	練馬区障害者団体連合会 練馬手をつなぐ親の会

④ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

No.	氏名	選出区分
1	小櫃 智子	東京家政大学 教授
2	藤岡 孝志	日本社会事業大学 教授

⑤ その他区長が必要と認める者

No.	氏名	選出区分
1	大橋 寿恵	練馬区民生児童委員協議会

(2) 練馬区子ども・子育て会議条例

練馬区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 52 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、つぎに掲げる者につき、区長が練馬区教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(意見聴取等)

第 8 条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 9 条 会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画
中間見直し（素案）

令和5（2023）年度～令和6（2024）年度

令和4（2022）年12月

発行 練馬区こども家庭部こども施策企画課
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

TEL 03-5984-1306

FAX 03-5984-1220

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

令和 4 年 12 月 12 日
こども家庭部保育計画調整課

谷原五丁目保育所用地に認可保育所を整備・運営する事業者との
基本協定および公有財産無償貸付契約の締結について

令和 4 年 11 月 30 日に、区が所有する谷原五丁目保育所用地（以下「本物件」という。）に認可保育所を整備・運営する事業者（以下「事業者」という。）と基本協定および公有財産無償貸付契約を締結したので、下記のとおり報告する。

記

1 整備・運営事業者

団体名：社会福祉法人多摩福祉会

所在地：東京都世田谷区北沢二丁目 36 番 9 号

2 基本協定の概要

(1) 基本協定の目的

区が本物件を事業者に貸し付け、事業者が保育所を整備および運営を行うに当たり、事業者公募時の募集要項に定めた応募条件および提案内容の履行を図る。

(2) 保育所開設時期

保育所の開設日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

(3) 運営条件

ア 保育所開設時の定員は 101 名以上とし、0 歳児クラスから 5 歳児クラスまでを設置すること。なお、0 歳児クラス、1 歳児クラスおよび 2 歳児クラスは、年齢別保育を行うこと。

イ 基本開所時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 11 時間とすること。

ウ 障害児を定員 3 名以上として受け入れ、統合保育を実施すること。

エ 保育所開設時には、練馬区立谷原保育園の園児を受け入れること。受入れに当たっては、区と協議の上、同園の在園児保護者に、本物件に整備する保育所に関する説明を行うこと。

オ 保育所建設に先立って、近隣住民を対象とした説明会を開催すること。

カ 事業者公募時の提案内容を遵守するとともに、常に保育サービス水準の向上に努め、定期的に東京都福祉サービス第三者評価を受審すること。

(4) 保育事業

ア 事業者は、区と協議の上、つぎの保育事業を実施すること。

(ア) 延長保育、短期特例保育および地域交流事業

(イ) 練馬区立谷原保育園の園児との定期的な異年齢交流（同園が閉園するまでの間に限る。）

イ 事業者は、上記保育事業のほか、新たな保育事業を実施しようとするときは、あらかじめ区の承認を受けなければならない。

ウ 事業者は、上記保育事業を廃止し、または変更する場合は、あらかじめ区の承認を受けなければならない。

エ 区は、新たな保育事業の実施について、事業者に対し提案することができる。

オ 事業者は、区による提案を受けた場合は、当該事業の実施に向け、誠実に協議に応じるものとする。

3 公有財産無償貸付契約の概要

(1) 貸付物件

区は、つぎに掲げる本物件を、事業者は無償で貸し付けるものとする。

ア 所在（地番） (ア) 練馬区谷原五丁目1952番2

(イ) 練馬区谷原五丁目1952番6

(ウ) 練馬区谷原五丁目1953番2

イ 種類 土地

ウ 敷地面積 1,335.36㎡

(2) 貸付期間

ア 本物件の貸付期間は、令和4年12月1日から令和34年3月31日までとする。

イ 事業者は、この契約を更新する必要があるときは、上記貸付期間満了の3年前までに書面をもって区に協議し、承認を得なければならない。

(3) 指定用途等

事業者は、貸付期間中、本物件をつぎに掲げる事業に供するものとする。

ア 認可保育所の設置および運営

イ 区民福祉の向上に資するため、区が事前に承認する事業の運営

(4) 原状回復

事業者は、貸付期間が満了したときまたは契約を解除されたときは、本物件を区の指定する期日までに自己の負担で原状に回復し、区に返還しなければならない。ただし、区が、原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(5) 周辺環境への配慮

事業者は、貸付期間中、周辺住民との協力関係を構築するとともに周辺の住環境との調和を図るよう努めなければならない。